

忽然と、猛禽¹⁾

——『^{スー}司祭平服と^{らい}癩菌』書評余波——

阿 部 安 成

依 頼 図書新聞編集部から原稿依頼があった。確かめるとじつに 17 年ぶりのことだった。お久しぶりという挨拶ではおっつかないほどのあいだの空きようは、おそらく前作の出来がよほどひどかったからか、わたしが書く文章の調子がたんに社風にあわなかったかのどちらかだろう²⁾。

今回の書評の対象は、輪倉一広『司祭平服と癩菌—岩下壮一の生涯と救癩思想』(吉田書店、2015 年。以下、本書、などとする)で、著者の名も出版社名も初めて目にした。岩下の名は知っていた。国立療養所大島青松園(以下、大島青松園、とする)にあるキリスト教霊交会(以下、霊交会、とする)教会堂図書室の蔵書目録をつくったとき、その名を書名で目にした覚えがある。彼がかかわった私立療養所についてはその時点で調査する時間も必要もないと感じ、きちんとその書籍を読むことなく、調査と研究のフィールドを療養所におくわたしにとっても岩下は縁のないひととなった。その岩下について勉強する機会となるので、書評執筆を承諾して 2015 年 4 月上旬から本書を読みはじめた。服と菌とを、

1) 本稿は 2015 年度日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究 C「20 世紀日本の感染症管理と生をめぐる文化研究」(JSPS 科研費 26370788、研究代表者石居人也)、2015 年度滋賀大学経済学部学術後援基金研究テーマ「歴史資料の保存と公開と活用の実践論」の成果である。

2) 『図書新聞』第 2385 号(1998 年 4 月)掲載書評の対象は高橋哲郎の『律儀なれど任侠者』だった。書名からするとなにか極道ものの本のようなのだが、これは秩父事件の研究書で、この書名は同書の内容に合致している。

なぜ並置できるのか？——書名への違和感がずっと本書を読むあいだわたしにつきまとった。もとより暗喩、明喩、どんなレトリックを用いた書名があってもかまわないが、なぜ「癩菌」を書名に入れたのかも合点がゆかなかった。そう、納得できない——読み終えたところで、これが本書へのまっさきの率直な感想となった。

与えられた書評の文字数はおよそ2000字。かなり厳しくなる評をその制限内で書くには、なかなかにくふうが必要とおもわれ、どういう調子で書くか、書評の筋をいろいろと練ってみた。だが、だんだんと、そこまで時間をかける仕事かとおもう一方で、どうやっても2000字で読者を説得する酷評を書くのはむつかしいと判断し、べつにまた稿をたてることと決めた。それがこの Working Paper Series の文章となった。

字数をまもった書評を、締切の6月4日(木)をこえた週明けの7日(月)に、Eメール添付送信で提出した。

誤り まず本書の誤りをあげよう。(以下[69]は、本書69ページ、をあらわす。引用にあたって本書原文のルビや注記を略したばあいがある)

(A) 誤記(表記の不統一をふくむ)

(1) 「日清・日露両戦争」[8]の表記が「日清・日露の両戦役」[224]もあり統一されていない。また、「一九世紀末から二〇世紀前半にかけて起こった六つの他国との戦争すなわち日清戦争、日露戦争、シベリア出兵、満州事変、日中戦争(「支那事変」)、そして「大東亜戦争」[viii]と記すとき、現在使われる名称と戦争当時のそれとが混在している。なぜわざわざこうした表記をするのかわからない。これは誤記というよりは、戦争をめぐるその呼称にあらわれた認識への疑義でもある。

(2) 「司祭とならうとする志望を起したのは豪も怪むに及ばないのであります」[27]。本書「はしがき」に「なお、本書の中の引用文は旧字体を改め、また明らかな誤記は著者の責任において訂正して掲載した」[xi]とあるので、さきの引用は「毫も」とすべき。それとも原文の「毫も」を誤って転記したか？

(3) 「歸朝して」[27]も(2)同様に「帰朝して」とすべき。

こつぜんともうきん

- (4) 「日本が国粹主義色を強め、やがて開戦とともに外国人の宣教師や修道士・女たちが迫害・追放あるいは抑留・軟禁されることになっていく状況では」[154]というときの、「開戦」がどの戦争なのか、いつのことなのか、その前後の文章を読んでもわからない。これは誤記とってよいだろう。
- (5) 「同書は岩下の生涯の全体像をつかむための基礎文献」[189]というこの「同書」がなにかもまた記されていない。これは第Ⅱ部序章第3の項「既往の岩下論の検討」で、①から⑭まで番号がふられた著者の著作を検討する箇所の記述。②～⑭ではそれぞれに書名が記されたり文献略記があったりするのだが、①のところでは2回「同書」と記されているだけ。「同書」がなにか欠落しているので、これも誤記とした。
- (6) 藤野豊編著の書名[202]。『歴史の中の「癩者」』(誤) → (正)『歴史のなかの「癩者」』。あわせて、巻末の「参考文献一覧」に記された同書の出版社は、「ゆるみ出版」(誤) → (正)「ゆみる出版」。さて、出版社名の違いがわかるか？
- (7) 蘭由岐子著書の書名[202]。『「病の経験」を聞き取る』(誤) → (正)『「病いの経験」を聞き取る』。さて、書名の違いがわかるか？
- (8) 1907年公布、1909年施行法律第11号の名称、「癩予防に関する件」[100、175、242、334、400]／「癩予防ニ関スル件」[209、212、217]の表記が混在。5対3で、前者が優位。通例は漢字カタカナ表記の後者。なお、「参考文献一覧」にあがる著者自身の大学紀要稿の論題では、同法の名称は漢字平仮名表記となっている[397]。おなじくそこにあがる藤野豊の稿の論題でのそれは、漢字カタカナ表記[393]。
- (9) 療養所の名称[219、389、402、406]、「多摩全生園」(誤) → (正)「多磨全生園」。
- (10) 「唯物史観的なアプローチへの疑問」[273]が疑問。
- (11) 川上武著書の書名[382]。「参考文献一覧」に記された書名の多くにていねいにも副題が記されているのに、ここでは落ちている。川上の著書の副題は「病人処遇の変遷」。
- (12) くりかえし本文でもその記述が転載されている岩下の訳書『近代思想の先駆者』の原著者名が、「マリタン、ジャック」[395]となっているが、国立国会図書館 OPAC では、「ジ

ヤーク・マリテン」。これはたとえば、ゲーテのかつての表記ギョエテをどうするかという選択判断にもつながるかもしれないが、著者名マリタンでは同館 OPAC で検索してもこの訳書はヒットしない。書名副題にある「ルッター」「ルーソー」の表記をそのままとしたのだから、著者名も原典のままでよいのではないか。訳書そのものを手にしてみると、もちろん国立国会図書館 OPAC のとおり、原著者名は「ジャーク・マリテン」と表記してあった（正確に記すと「著ンテリマ・クーヤジ」と記してあるのだが）。なにか断り書きを入れればよいだけのこと。

少なくとも 12 か所の誤記は、多いか少ないか。療養所名についていえば、わたしもかつて、ある稿でつられて（という言い訳をしよう）療養所名を誤記したことがある。沖縄愛楽園を「苦楽園」と記した大学教員もいるが、これはおよそ誤植やミスタイプとはおもえない誤記である。だから「多磨」を書き誤ってもしようがないのかもしれないが、（二子玉川を「二子多摩川」と記すか）、固有名詞なのだから、また、「参考文献一覧」にあげた書籍を手にとればわかることなのだから（まさか手にとっていないのか？）、また、「史資料の収集・閲覧にご協力いただいた」ところにもその園をあげているのだから（よもや実際にはご協力いただいていないのか？）、ほんのちょっと気をつければ、「多磨」という文字が印象に残るとおもうのだが。

やまい、の漢字表記は「病」が正しく、「い」を送り仮名としてふる必要はない。でも、蘭の書名には「い」がある。藤野の編著の出版社名もまちがえやすいところではあろう。だからといって「い」1文字であってもひとの書名から勝手に省けないし、社名に「ゆるみ」とつけるかどうか考えてもよいだろう（多磨全生園内にある食堂の名は確か「なごみ」だったが。表記は漢字か？）。「毫も」も新字と旧字の違いも、著者が見逃しても編集者が気づかなかったのか。

本書は、「吉田氏〔吉田書店の代表とのこと——引用者による。以下同〕がそれまでまったく見ず知らずだった私を発見し、やんわりと〔博士学位論文の出版の〕促しの声をかけてくれた」[406]という出版事情があったのであれば、出版社がその責任としてきちんと校

正を果たすべきだった。しかも本書の不備はこうした誤記にとどまらないのだから。

上記の誤記はわたしの目についたかぎりである。探せばほかにもあるかもしれないが、原稿点検は本来であれば編集者の仕事である。と記していぢわるにも目次の粗探しをしたら、4か所の誤りをみつけた（もうここには記さない）。本文と突合しなかったのか。目次の責は確実に、編集者にある。

(B) 誤用

誤記というよりも、なんだかおかしい表現を誤用として列挙した。

(1) 「そして、「廃人」同様の扱いを受けることになったそのような患者たちに対して、時には慈しみ深い母のように、また時には子の進むべき道を案じる父のように、さらに苦しみ迷う人を導く救い主のように、小さき者たちの傍らにいて彼らを等しく慈しみ愛する」[vi]という1文の主語はなにか？、述語は「慈しみ愛する」のはず、「そのような患者たち」とは、この直前の1文「癩は古くから「業病」や「天刑病」とみなされ、「穢れ」の心象をまとわされた患者たちは地域や社会から忌避され、排除されてきた」にある、そうした「患者たち」でこの1文の主語は「癩」と「患者たち」で、そうするとさきの不明な主語は、「古くから〔中略〕忌避され、排除されてきた」「彼らを等しく慈しみ愛する」ものようにみえる。

さらにもうひとつ文をさかのぼると、「なかでも岩下の犠牲と献身は、世の中で最も悲惨とされた癩（＝ハンセン病）を患う人々に仕えることであった」で、そのもうひとつ直前は、「司祭はまったく神に仕え、全生涯を奉仕の業に費やす人である」とある。では、不明な主語は、「岩下の犠牲と献身」か、あるいは「司祭」というものなのか？。本書冒頭「はしがき」ののっけから、なんだかおかしい記述がある。

(2) 「為政者によって人々の社会意識を統合体としての国民国家に同化（あるいは馴化）させる」[viii]、「国内的な面では、戦死を個人的なものから国家が天皇の名のもとに「靖国の英霊」として意義づけることにより、「大日本帝国」なる虚像（巨像）への同化を促した」[viii]、「このように人々を内発的に国民国家に同化させる術策」[ix]。本書「はしがき」で

「同化」の語を多用しているが、意識を国家に同化させることと、ひと（びと）を国家に同化させることは同義なのか？

(3) 「母・由^ゆ加の長男として東京市京橋区采女町に生まれた（「由加」の表記——「加」に濁点がついている）」[3]というが、いくらなんでも漢字に濁点がつくことはないとおもうのだが。実際に本書のすべての濁点をみても、漢字についている例は1つもなかった。

(4) 「岩元は学生からそれほど師事されていたわけではなかった」[10]。「師事」とは「師としてつかえ、教えを受けること」の意味（『広辞苑』第6版）。師事する、が通常の用例ではないか。まさか「指示されていた」の変換ミスではないだろうに。いや、そうか？

(5) 「この考え方は、当時の資本家や内務官僚が恐れた社会主義思想の広がりを予防するという寓意をもつ感化救済事業期にあって」[18]。好みかもしれないが、ここに「寓意」の語が使えるか？。稚拙な例だが、まだつぎの方がまし——「生の根源をみすえようとする、寓意に満ちた内容の歌と牧歌的な演奏だ」（松井巧『イエス』TOKYO FM 出版、1997年、25ページ）。

(6) 「このように岩下は、自らの外面においても、また内面においても精力的にイエスを模範として」[27]というとき、岩下自身の「外部に向いた面。そと側、うわべ。うわつら」（『広辞苑』第6版）を自身でイエスにならおうとした、ということか。髭を生やすとか？。意味曖昧。

(7) 「山本は義和団事件、日露戦争、第一次世界大戦に従軍した」[179]。ここにいう山本とは「海軍少将であった山本信次郎」[178]とのこと。「日露戦争では旗艦・三笠の分隊長として日本海海戦で武勲をたて」というのだから、「従軍」はおかしい。まさか、軍を従えて、の意味で使ったのではないだろう。念のため、「従軍」とは「軍隊に従って戦地に行くこと」（『広辞苑』第6版。「一看護婦」の用例、「従軍慰安婦」「従軍記者」の見出し語がある）。分隊長が軍隊に従って日本海海戦にいったのか？。それとも日本海海戦時に山本は、軍人ではなかったのか。「山本は海軍少将となり、その傍ら日本公教青年会の会長をも務めることになる」[10]というのだから、日本公教青年会会長として三笠に乗ったということなの

か？。本文の記述からは、それがわからない。

(8) 「既往の岩下論の検討」[188]。第Ⅱ部序章第3の項の題にいう「既往」は、確かに「過ぎ去った時。過去、また、過去のことがら」(『広辞苑』第6版)の意味なのだが、過去の岩下論の検討、と示すさいに「既往症」「既往歴」というときの語が用いられると違和感が残る。通例は、既存の、先行する、従来の、ではないか？。奇異な言葉を使っていけないと窘めているわけではない。好みなのかもしれない。

(9) 「管見できるだけである」[188]。よく、管見のかぎりでは、などと使われる「管見」。その意味は「狭い見識。自分の見識や見解を謙遜するという語」(『広辞苑』第6版)である。わたくしのように狭く拙い見識しかないもののみたところで恐縮なのですが……といおうとするとき、簡略化して、管見のかぎりでは、と使うのだらうに、おらのように地味で、暗くて、向上心も協調性もないわらしにだって海女になりてえって将来を管見できたんだ、というか(ってゆーか例文がへんか？)。へりくだることと、可能をあらわす「できる」とがくつついたところがへんではないか？。管見できて光栄です、というか？、読んでおこよう指示のあった史料を管見できました、というか？

(10) 「ノンフィクション小説」[188、201]、意味まるで不明。

(11) 「焦点を^マ当てた」[191]「焦点をあて」[238]「焦点をあてて」[258]。焦点は、あわせる、か、絞る、ではないか？、好みか？

(12) 「一九三五年、神山復生病院院長であった岩下は貞明皇太后(節子)の救癩の「思召し」を記念して開催された関西 MTL 主催の講演会の席上で「祖国の血を浄化せよ」と題する次のような講演(抄)を行った」[225]というが、「講演(抄)」を記録したり収載したりすることはできても、講演会の席上で「講演(抄)」はおこなえないはず。「抄」とは「書き写す」「ぬき書きする」、またそのものの意なのだから(『新漢語林』)。まさか岩下自身が話しながらその内容を書き写したり抜き書きしたりしたのではなかろう。

(13) 「第一点目」[229]、「第二点目」[231]。これは、第一点、とするか、一点目、とするかのはず。よくある誤用ではある。

(14) 「過去の癩に対する病因説は「業病」や「天刑病」等の直喩を用いて」[353]というが、直喩（明喩）は「たとえば」「如し」などの語を用い、隱喩（暗喩）はそうした語を用いないのだから、これは「直喩」ではなく「隱喩」ではないか？。天刑の如き病、とせずに天刑病と直に喩えているから直喩か？、好みではすまない。

以上14点。

(C) 誤認誤読

(1) 「一般に現在から捉えた「過去の記憶 (life as told)」と過去の事象である「当時の意識 (life as lived)」との間には心象上の評価において大きな隔たりがあることを忘れてはならない。患者の「過去の記憶」としては癩政策への不本意な服従ではあっても、「当時の意識」としては民族浄化の救癩国策に寄与し、ひいては天皇および天皇制国家へ同化することが彼等の民族的な自尊意識を大いに満たした」[ix-x]。ここにみがかぎりでも、「過去の記憶」と「当時の意識」とが対立したり対照されたりする概念となっているのか？。また、「過去の記憶」とは当事者によって生きられた過去の生 (life) ではないのか？。本書ではいくらか「聞き取り」を方法や史料として用いているのだが、それをめぐる議論が抜け落ちていいる。蘭の著述（前掲）を参考としたのであれば、それは必要なはず。

またまた、ここでも「同化」についての議論がよくわからない。「意識」のうえであっても「患者」が「天皇」へ「同化」することがあり得るのか？

なお、記憶、や、生きられた (lived)、の論点をめぐっては、僭越ながら、阿部安成ほか編『記憶のかたち—コメモレイションの文化史』（柏書房、1999年）にその議論がある（同書についての書評が複数の誌紙に掲載されたので批判点もそれを読めばわかる）。

(2) 「国公立療養所に在宅患者が入所できるようになるのは一九三一（昭和六）年の癩予防法の制定を待たなければならない」[53]。国公立療養所に残る史料をみれば容易にわかるとおり、これは実相に反する。阿部安成『島で—ハンセン病療養所の百年』（サンライズ出版、2015年）参照。なお管見のかぎりこの拙著には少なくとも2か所に誤記と誤用がある（恥ずかしいからここにはあげない）。

ただし本書のべつのところでは、1909年施行の法律第11号「癩予防ニ関スル件」をめぐって、「この法律では、全国五カ所に公立の癩療養所の設置が義務づけられ、住所不定患者を中心に隔離対策が講じられることになった」[217]と、「中心に」という語がついている（法律第11号で「隔離対策が講じられることになった」とは正しい表現か。同法は隔離対策を指示したのではないか）。

なお、正確には、療養所設置は法律第11号と関連法の定めるところとなる（218ページにはそうした記述がある。くりかえし同様のことが記され、それが箇所によって一定していないため、とても読みづらい）。

(3) 完全な誤りといってしまっても気の毒かもしれないが、いま「普通選挙法」[59]というだろうか。まあ、ふつうは「男子普通選挙法」ではないだろうか。

(4) 「過去の救癩事業に尽力した社会事業家を挙げ、その各実績をまとめた著書『足跡は消えても』」[193]というその著書に記載された三宅官之治と長田穂波を「社会事業家」ということは妥当か、適切か？。彼らについては、前掲阿部『島で』を参照。拙著『島で』を読む気のない読者のために記しておく、三宅と長田はハンセン病を発症して香川県大島の療養所に生きた療養者。

以上4点。

疑義 ここでは、誤りではなく、本書の用語や表記、表現に見える著者の認識をめぐる疑問をあげよう。

(1) 本書「はしがき」に「国民国家」[viii]の語がみえ、そのつぎの行に「民族国民国家」の語が登場する。さらに「」のついた「国民国家」[337]があり、「天皇制国民国家」[366]、「天皇制国家」[366、368]（366ページには3行のなかに「天皇制国民国家」1回、「天皇制国家」2回、「国民国家」1回がみえる。なおその記述がある項の題には「天皇制国民国家」の語がある）、「近代的国民国家（nation-state）」[369]（ここにのみ「nation-state」の英語表記があった）、「軍国主義国家」[ix]、「全体主義国家」[78]の語もある（記載ページはそのすべてをあげなかった）。さて、これらはどのようにその概念が異なり、本書での用

法が異なり、それらをとおして本書でなにを論じているのだろうか？。本書で著者は、たとえば、「天皇制」（原文「 」なし）や「民衆性」（原文「 」あり）という語にまで注をうっているのだが、さきあげた一連の国家をあわらす術語の説明はほぼなく、参照すべき、あるいは参考にした文献もあがっていない。nation-state についての基本文献は和書でも訳書でもいくらでもあるはず（ベネディクト・アンダーソンの著作が本書の終わり近くの 367 ページになってようやく登場するが。なお本書本文は全 375 ページ）。

(2) 「〈ナショナリズム（＝国家主義）〉から「祖国浄化」論を首肯したものではなく、政治体制にとらわれない立場からの建設的な〈パトリオティズム（＝郷土愛）〉が基盤にあった」[226]というとき、ナショナリズムとパトリオティズムに〈 〉をつけた意味や理由がわからない。ほかにもたとえば、「それは、歴史的な文脈の中で社会の「一部」のあり様を切り出すことを意図するものである。つまり事例研究としての思想史研究は、特定の時代という共時的な前提のもとで、社会の一部である対象の主観的な認識を、性格を異にする〈他の一部〉との比較において把握しようとするものである」[359-360]というとき、「一部」、一部、〈他の一部〉の違いがまるでわからない。ほかにも多用される〈 〉と「 」の違いが不明。たとえば、173 ページでは、3 行のなかに、〈民衆〉、民衆（「 」なし）、「民衆」（「 」あり）の語がみえ、用法の違いがよくわからない。引用なのか、著者による特定の表現なのか（だったらそれを示さないと理解できない）、強調なのか、所謂との意なのか、なんなのか？

(3) 「未感染児童」[158]の語が多用されている。本書「はしがき」に「本書の中で用いたハンセン病ないしはそれに関連する「癩」、「癩者」、「救癩」等の語は現代では差別用語に該当するものであるが、これらは戦前においては一般に使われた用語であり、史実をもとに分析・記述する歴史研究の慣例に従ってそのまま用いていることをお断りしておく」[xi]との断り書きがみえる。なぜか書名にある「癩菌」は「差別用語」としてあがっていない（だから書名に用いることができたのだろう。また厚生労働省も 2008 年度からそのホームページをとおして公開しているリーフレット『ハンセン病の向こう側』には「ハンセン

病とは、「らい菌」に感染^{きん かんせん}することで起こる病気です」と記してある「癩」を「らい」と表記した理由は、それが常用漢字ではないからか。いまでも「らい菌」は避けるべき語ではないということだ。2014年度版を2015年6月12日に閲覧)。でも、「差別用語」に「癩」をあげて「癩菌」をあげないという区別は、間尺にあわないとおもう。

では、「未感染児童」の語はどうか。これはかつて療養所や療養者をめぐって使用された歴史上の用語である。わたしはこれをただちに「差別用語」だといって指弾したいのではない。たとえば、「未亡人」という語はどうだろうか。それは「本来は自称の語」だという(『広辞苑』第6版)。夫と死別したからといって、夫がいなくなった女性を未だ亡くなくていないとみてしまうと、もちろんいずれは亡くなるにせよ、それはその女性の人格、存在、生そのものを疎んじ、ひいては無視し消去してしまうことにもつながる。病を発症したひとの子どもたちを、未だ感染していないものとみると、これもまたいずれ発症する恐れがあると危惧して、発症したくないものたちが彼ら彼女たちを隔ててしまう仕組みがそこにあらわれているのである。だから無闇と注意をはらわずにこの語を用いると、その仕組みを追認したり再生したりしてしまうこととなる、あるいは、なりかねない。そうしたときにその語を用いるものたちは、当時の用語であることをあらわすために「」をつけたり、それが煩瑣となるばあいは、いちいち「」をつけないことを断ったりしてきたのである。本書にはそうした配慮がなく、なにも考えていないとみえてしまう。

こうした指摘は揚げ足取りや粗探しにもみえようが、しかし、ほかにも「有毒・無毒域の区分」[98]「有毒・無毒区域^(マ)の区分」[246]という当時の表現がなんの躊躇もなくそのまま用いられたり(療養者の居住区域に毒があったのか)、たとえ療養所の抑圧されたようすを表現するにせよ「つまり刑務所的な療養所の設立」[219]との形容が用いられたり(わたしは自治活動をおこなえた刑務所があったとは知らない。もちろん「的」なのだろうが)、1931年公布の「癩予防法」を、単純に「この改正法」[223]と記してしまったり(「改正」とは「改めて正しくすること」『広辞苑』第6版。もとより同法に「改正」の語が記されているが)するようすをみると、わたしには著者の認識や観点の位置がよくわからなくなる

のである。

わたしは「癩予防法」などを悪法と糾弾し、そのもとに発生した差別を告発せよ、といっているのではない。素晴らしい、適切な法だと評価するつもりもない。「差別用語」をすべて消去し、抑圧の実態を曝露しなければならない、ととなえているのでもない。

用いる語、形容の仕方、表現の手立てを自覚しないと、そこにこそ抑圧や暴力があらわれるとわたしは身構えているのである。そしてこの点において本書は、ずいぶんと無防備、いや、そう評するとこれでは本書への攻撃などへの備えがないといっていることとなってしまうが、そうではなく、著者の姿勢では差別の仕組みに陥ってしまい、無自覚なままに他を冒すこととなる怖れを、わたしは感じたのである。

以上3点。

構成 所為や目的がはっきりしないという点では、本書の構成への疑念もあげておこう。

著者みずから本書「はしがき」でつぎのとおり述べている[x-xi]。

本書の構成を大雑把に説明すれば、前半の第Ⅰ部は岩下の生涯における業績と思想形成について評伝の形でまとめたものであり、本書全体の中では「総論」に位置づけられる。

これまで思想形成を軸にして記述された岩下伝がなかったことからすれば、あらたな「岩下伝」として読んでいただけるものと思われる。一方、後半の第Ⅱ部は「各論」にあたる部分で、歴史研究としてあまり馴染みのない方法、つまり現象学的な視座——それは、患者一人ひとりの（ありのままの）生活世界がもつ内的構造への洞察を通して救癩実践を展開した岩下の視座とほぼ共有していた視座でもある——による分析・記述により岩下の救癩活動をめぐる自他の関係構造を深層において再構成させようとしている。

——各部の扉裏面にもそれぞれの部の紹介がある。第Ⅰ部のそこでは[2]、先行する（本書の用例では「既往の」となるが）岩下の「評伝」がとりあげられ、「主観的・賞賛的な記述に傾いている」「断片的であり、体系立てて記述されておらず」「評伝としては読みづらい」との評が記されているのだから、それら——主観的、賞賛的、断片的、読みづらい的（失礼）、読みづらい——は適切ではないとの趣旨なのだろう。（しかし、いったい本書全体で

こつぜんともうきん

いくつ「的」の語があるのだろうか?。「現象学的な視座」とは現象学の視座ではないのだろうか?、では、現象学のような、現象学みたいな、現象学かもしれない、ということか?)

この「あらたな「岩下伝」という本書が、わたしにはどうにも読みづらかった。理由は、改行がないページ、それがほぼないページがいくつもあり、また、本文に記された()内の表記が延々と3行以上にもわたってつづく箇所がいくつもあるからだ。

「第I部は評伝的な記述により一般の読者にも比較的容易に読んでいただけるものと思われる(注も本文中に含めている)」[xi]というのだが(それにしても、「評伝の形でまとめた」「評伝的な記述」とは「評伝」とは違うのだろうか?)、「一般の読者」が読む本は、もっと改行が多いし、()内の表記が延々と3行以上にもわたってつづく箇所がいくつもあるものはない、と断言できる。ここにいう「注」とは、()内表記を指すのか、あるいは、傍注をいうのか。傍注は人物解説となっていて、エック、山本三郎といった一般の読者の知らない人物から、夏目漱石、内村鑑三、アウグスティヌス、デカルト、キルケゴールなど高校生が読む教科書に登場する人びともみえる(もっともキルケゴールについて簡潔に説明せよといわれると困ってしまうが)。

()内表記の最長は12行におよんだ[52-53]。しかも多くの()内表記にはさらに()「」〔〕内の表記が入れ子状になり、怪奇骨董箱(ジェネシス!)の如き(直喩!)複雑な様相を呈しているのであった。ああ、これを読みづらいといわずしてなんといおう。

どこまでが()で、どこから「がはじまるのか、どこで」が終わるのかを気にしながら読むと、そのたびに思考がとぎれてしまうので、読みづらいとわたしは強く感じた。そうした記述をとるものは、それらの記号を記すたびに考えが切断されなかったのだろうか?

その読みづらい第I部と第II部とは、「総論」と「各論」にそれぞれが位置づけられているというのだが、「第I部と第II部は直接に文脈上のつながりがあるわけではな」と著者自身が説いているのだ[xi]。ああ、これを不可解といわずしてなんといおう。しかもこの引用部分の冒頭には接続詞「したがって」がおかれていて、ますます怪奇千万なのだ(前半

こつぜんともうきん

の第Ⅰ部が総論、後半の第Ⅱ部が各論、「したがって」、第Ⅰ部と第Ⅱ部に文脈上のつながりがない??)。

ここでまた『広辞苑』のお世話になると、「文脈」とは「文中での語の意味の続きぐあい。文章の中での文と文との続きぐあい。比喩的に、筋道・背景などの意にも使う」とのこと。本書での「文脈上のつながり」は正しい用法なのか?。また本書第Ⅰ部ではくりかえし、第Ⅱ部の章を参照せよだの、第Ⅱ部で検討しただのの指示や注記がある[113、156、160、161、など多数]。「文脈上の」なのかどうかはべつとして、第Ⅰ部と第Ⅱ部には「つながりがある」のではないか。

「つながりがあるわけではなく、どちらから読んでいただいても理解できる構成になっている」「また、第Ⅰ部と第Ⅱ部でいくつか重複する記述や引用がある」[xi]と断られても、商品なのだから(もっともわたしは金員を支出して本書を購入したのではないのだが。なお本書は3100円+税)、それなら2冊に分ければよかったじゃんといいたくなる。しかも読めばわかるとおり、「重複する記述や引用」は第Ⅰ部と第Ⅱ部とにあるだけでなく、第Ⅱ部のなかにもあるのだから、もっと整理してはどうかといいたくもなる。もしや、2冊にしてもよいところなのにそれを1冊にしてお売りするので、お買い得?

なお、第Ⅰ部が「評伝の形でまとめた」「評伝的な記述」であるのに対して、第Ⅱ部は「岩下壯一論」「岩下論」[170]なのだという。ちなみに『広辞苑』(第6版)は、「評伝」を「批評をまじえながら書かれたある人物の伝記」と説いている。批評をまじえたら論になる、では第Ⅰ部も、ロン!であがり、だとわたしはおもうのだが。あっ、だから「評伝の形」や「評伝的」であって「評伝」ではないのだ。これは納得。

課題 本書にみえる誤りの指摘だけで、書評文字数のおよそ3倍に、ここまでだとその約6倍にもなってしまった。ようやく本書本論を論じられる。

まず、あまり知られていないであろう岩下壯一について著者の示すところをみておこう。本書「はしがき」冒頭の1文がそれで、「カトリック司祭・岩下壯一は昭和戦前期のキリスト教思想(史)家であり、ハンセン病患者に対する救療事業(以下、本書では救癩^{きゅうらい}事業と

表記)に後半生を捧げた異色の人物である」という (iii)。

なおここで確認しておく、本書にいう「救癩事業」とは「ハンセン病患者に対する救療事業」とのことだ。なお『広辞苑』では「救療」を「貧困者に医療を施して救うこと」となっている。

岩下が、「**「神山復生病院」**(静岡県御殿場市)に赴任してからは救癩施設の院長として」と、彼が同病院の院長に就任したときが1930年であること、静岡県にあるその病院が「救癩施設」であることがviiページに記され(なお「救癩施設」という用語の断り書きは、はるかうしろの77ページにみえる)、その生年「一八八九(明治二二)年」は3ページに、同病院の創立年1889年、創立者テストヴィドは84ページに、岩下が1940年に同病院院長を辞職して理事に就任したことが155ページに、岩下の享年51歳が166ページに、その歿年が1940年であることが163ページに記されている。

1889年に生まれ1940年に死んだ享年51歳の岩下の神山復生病院院長在任期間が、1930年から1940年までの10年間だったことが(本書冒頭に記された「後半生」の指し示すところが)、第I部末尾ちかくの166ページになって初めてわかるのである。

本書の書名副題にみあうまとまった岩下の紹介は、ようやく本書第II部174ページになって登場することとなる——「岩下壮一はカトリック司祭であり、晩年の一九三〇年から四〇年までの一〇年間、私立の救癩施設である神山復生病院の第六代院長として救癩事業に従事した社会事業家であった」。著者は本書が評伝とみられることを頑なに拒絶しているようなのだが、そうであっても、本書書名副題にその名がみえる人物をもっとはやく紹介してよいだろう。

なお、著者は、「それ迄〔神山復生病院院長就任〕は癩病の事を考へたことがなかつたと申してよいくらいです」[52]との本人の記述を転載して、「岩下にとっては〔同院長就任以前は、ということか?〕癩病問題への関心はそれほどなかつたと思われる」と記している[51]。

この岩下をどのように「評伝の形でまとめ」、またついで、「論」として記述するのか、著者が設けた課題を、まず「はしがき」にみよう。

こつぜんともうきん

課題①「カトリック信仰にこそ見出される（と岩下が理解した）人間精神を豊かにする
ような真の哲学的よりどころを模索したのである。こうした哲学課題に対峙しつつ展開さ
れた彼の救癪実践とその思想が本書のテーマである」[vii]。

課題②「本書は、岩下壮一思想形成と救癪実践に関わる思想について独自の視点から
分析した研究書である。その中心テーマは一九三〇年代の軍国主義イデオロギーとそれに
伴って展開された救癪国策のもとで、岩下がカトリシズムの社会的意義を主題化しようと
する過程についてとらえることにある。つまり、西洋思想史上のライトモチーフともいえ
る「信仰」と「理性」の関係の問題に、岩下が「現実」から目を背けることなく果敢に立
ち向かった軌跡がまさに本書には記されている」[x]。

課題③「近代日本救癪史の本質的なテーマである国民国家と患者との権力を介した関係
史の問題を正面から見据えている。つまり、「岩下」というテキストを通して救癪をめぐる
（包括的な）自他関係を読み取ろうとするものである」[x]。（ところで、「包括的な」につ
いた（ ）はなにをあらわすのか？

なお、9 ページ（そのうちおよそ 2.5 ページは詩の転載だから著者の実質の執筆部分は
6.5 ページ）におよぶ「はしがき」には、「救癪事業」「救癪事業家」「救癪活動」「救癪施設」
「救癪実践」「救癪事業等」「元救癪事業関係者」「救癪国策」「近代日本救癪史」「救癪」「救
癪史」の語がみえるが、本書副題の「救癪思想」という語は1つもなかった。「本書のテー
マ」だという「救癪実践とその思想」が「救癪思想」なのか？、これは救癪実践思想とい
うことなのか？、「救癪実践に関わる思想」が「救癪思想」なのか？、これは救癪実践関係
思想なのか？

さきに課題に番号をつけて記したが、それは課題が 3 点あることを意味していない。三
様のいいかえ= 変^{ヴァリエーション}化にすぎない。それらを見渡してなお書名副題を尊重すれば、本書は
「岩下の救癪思想」が主題なのだとみてよいのか？

第 I 部は「評伝的な記述」であり「総論」だからということなのか、「はしがき」に記さ
れた以上の課題がそこには示されていない。

こつぜんともうきん

「岩下論」にして「各論」だという第Ⅱ部の論題は「岩下壯一の救癩思想」。ふりかえれば、第Ⅰ部のそれは「岩下壯一の生涯と思想形成」だった。第Ⅱの各論においてようやく書名副題にみあう記述となるのか。これでは本書全体のページ数のおよそ45%を占めながらも第Ⅰ部はただのまくらなのか。しかし「総論」なのだ。第Ⅱ部には「岩下研究における前提とまとめである序章と終章」があるという[170]。序章の題目は「岩下壯一の救癩思想を検討するうえでの視座と前提」である。それは本書の最初に示した方がよかった、いや、示すべきではないのか。「第Ⅱ部の主要な部分は科学研究費補助金を受けて取り組んだ成果であり」[xi]（それにしては科研費の課題番号も研究課題名も、本書のどこにも明記されていない。べつにわたしは学振や文科省のまわしものではないが、気になっただけ）、「二〇〇七年に名古屋大学大学院文学研究科から博士号を授与された学位論文『救癩史の深層—岩下壯一の救癩思想研究』をもとにしている」[xi]というのだから、第Ⅱ部こそが本書の重要箇所であり、「救癩史」にして「救癩思想研究」こそが本書の課題ともなるということなのだろう。ますます第Ⅰ部がただのつけ足しにみえてしまう。第Ⅰ部と第Ⅱ部に「直接に〔ここではここにある語を省略〕つながり」をつけて一書に（一緒に）まとめるくふうが必要だったのではないか。

さて、第Ⅱ部扉裏面にはつぎの記述がある[170]。

第Ⅱ部の各章は、一九三〇年代の全体主義イデオロギーに準じて展開された救癩国策のもとで、カトリック司祭であった岩下がどのような人間観や社会観によって患者との援助関係を形成し、同時にまたそれとどのような関連のもとに当時の国民国家や一般社会をとらえたのかについて考察した岩下壯一論である。

——岩下と「患者」とのあいだに関係があり、その形成、それと関連する岩下の国家観や社会観を論じるということで、するとこれはあくまで岩下の「思想」を論じることとなる。

先走りして、こうした課題を研究するときにおくべきとわたしが考える前提を示すと、「全体主義イデオロギー」を、あるいはそれにかかわる思想を論じようというとき、丸山真男も石田雄も藤田省三も参照しないでよい、言及しないでよいとする研究態度が（22 ペ

ージにもおよぶ「参考文献一覧」に彼らの著作はひとつもあがっていない)、1980年代に大学(文学部史学科)に入学したわたしからすると信じられない。山口定もあがっていない。

また、こうもいう[170]——。

しかし、それは歴史人物のありきたりな評価にとどまるものではなく、近代日本救癩史の本質的なテーマである権力を介した患者と国民国家との(政治的な)関係史の深層構造を「岩下」——それは、患者と国民国家の両者の立場を映し出す被写体としての存在である——を中心とするテキスト(=言語資料)を通して明らかにしていくものである。とのことだ。これがまたよくわからない。「被写体」とは「写しとられる対象」をいう(『広辞苑』第6版)。被写体となるモデルの美醜が写真の出来を左右する、などと分け知り顔のカメラおぢさんがいいがちなそれである。岩下は「写しとられる対象」なのか。さきの引用部分では、「映し出す」というのだから、これでは岩下がカメラとなる(直喩ではない!)。また「はしがき」には「「岩下」というテキスト」(隠喩?)と記してあった。岩下がテキストなのか、岩下を中心とするテキストなのか、岩下は「言語資料」なのか?、よくわからん(さきのページ[174]をみれば、「分析上のテキストとして、本研究では「岩下壮一」をとり上げる」と記され、ここでもやはり「」の意味がわからない。また本書には「テキスト」「テクスト」の語が混在している)。本書はその課題設定においてすでに滅茶苦茶といたくなる。本書は手強い。

あらためて、もういちど、第Ⅱ部序章に記された課題を確認しよう。

課題 第Ⅱ部序章にはまず「1 救癩史としての岩下研究の目的と意義」「2 研究方法と論文構成」の2つの節があり、第2の節はまた「研究上の視座と方法」と「第Ⅱ部の構成」とに分かれる。ついで、「3 既往の岩下論の検討」「4 救癩史研究の動向」となる。序章本文の1、2は第Ⅱ部扉裏面の記述と重なるところが多い。

ここでの鍵言葉は、主体、客体、主観、客観、のようだ。どうも「近代科学」一般をめぐって、そこにみられる「主体-客体の関係を短絡的に定位させようとする傾向」を指摘し、さらに「歴史学についてみれば、それは歴史学理論や歴史哲学の成熟をみない、限定

的な意味での実証的記述という成果を拙速に引き出すために、抽象化の作業を単純化した結果であったともいえる」と述べ、「歴史学」を批判しているとみえる[172]。(なお、『広辞苑』第6版によると「拙速」は「仕上がりはへたでも、やり方が早いこと」の意味なので、「拙速に引き出すために」だと、実証作業をおこなうものが端からへたな仕上がりを想定しているようで、おかしくはないか？。もう一か所「歴史現象の「実証」化を拙速に要求していたから」という用例もある。「拙速に」ではなく、早計にも、ではないか。違うか？)

さて、「限定的な意味での実証的記述という成果」とはそのとおりだとわたしもおもうが、ここにいう「歴史学」がなにを指しているのかは、よくわからない。じつは「歴史学」もいろいろなのだ。「歴史学理論や歴史哲学の成熟をみない」とは、そうだともいえるし、そんなことはないともいえる。「抽象化の作業を単純化した」といわれれば、これまたそうだともいえるし、なにをいっているのかわからないともいえる。第Ⅱ部序章第1の節冒頭の2つの段落に注はたった1つしかなく、しかもそこにあげられた文献は、市川浩『精神としての身体』（講談社、1992年）ただ1冊なのだから、「歴史学」云々を論じるにはとても乱暴である。これは短兵急な論難ではないか（用例はあってる？）。

ついで段落をかえて、「そうした研究態度は、現代の歴史研究ではとりわけ社会運動史研究や解放史研究さらに戦争史研究や生命科学史研究の領域などで表出されやすい」と論を展開する[172]。ここについての注では、「たとえば、戦争史研究からこうした問題点を指摘したものとして、大濱徹也『日本人と戦争—歴史としての戦争体験』がある」と示されている[206]。もちろんアーカイヴ論の泰斗でもあられる大濱先生は戦争だけを研究してきたのではないが、この1冊で社会運動史研究、解放史研究、生命科学史研究をも議論した感じになってしまってよいのか。もちろん大濱徹也がなにか責めを負う必要はない。本書者はこの箇所、社会運動史研究、解放史研究、生命科学史研究について言及していない。この段落であげられたほかの文献は、もうひとつ桑原武夫編『現代日本思想体系 二七 歴史の思想』（筑摩書房、1965年）のみ。あさつりと薄味で、これでは「岩下壮一の救癡思想を検討するうえでの視座と前提」を熟読玩味することができない。

「ところで」の接続詞に導かれて段落が変わり、「近代日本救癩史研究」について説かれる。それは、「前述のような進歩主義的な歴史観に基づく目的論的な歴史記述を行う政治史研究としては一定の到達点に達しているように思われるが、認識論的な歴史記述を行ういわゆる社会史研究としては不十分な研究状況にあると言わざるを得ない。それは、とりわけ本研究のように、おもに福祉思想史としてとらえようとする場合には、救癩をめぐる「人」や「生活」の視座からの主観的な関係構造を読み取らなければならない——構造主義的な理解を超えて、人間行動や社会関係における意味論の領域にまで踏み込んで——という課題に対して十分に答えられないことを意味している〔デュフレン、一九八三：八八―八九〕[172-173]。

まず、「前述のような進歩主義的な歴史観」というが、第Ⅱ部序章のこの引用部分のまえに、「進歩主義的な」という語はない、と指摘しなくてはならない。おそらく「唯物史観」を指すのだろうが、粗雑な記述だ。くわえて、ここで述べておくと、前記のとおり、評伝のようなものと著者みずからがいう本書第Ⅰ部は、()内表記が延々とつづく読みづらさがあったのだが、それが第Ⅱ部ではすっかり消えて読者のひとりとして喜んでいたところ、かわって、—— ——によって区切られる文章が散見され、これまたそう記す意味がわからず、読む思考もとぎれてしまい、やはり読みづらいのである。

「近代日本救癩史研究」につけられた長い後注を参照しよう[206]。

「救癩」とは、用語としての初発は定かではないが、戦前において「癩」患者を対象を限定した救済活動を指す史実的な用語であり、その意味では、疾患に伴う負の心象と関係づけられて、差別意識のもとに生成された概念とみてよいであろう。一九〇〇年代以降において、一般に救癩事業は社会事業の範疇に位置づけられ、中でも、癩患者に対する医療救済事業(=救療事業)のひとつに数えられた。なお、広義には「癩予防法」のような法制度の整備や患者に対する差別的な処遇実態等も含まれる。第Ⅱ部では、おもに広義の「救癩」の意で用いている。

——「史」には「歴史の書」(『新漢語林』)の意味もある。書かれた歴史、ということだ。

序章冒頭第 4 段落にいう近代日本救癩史研究、政治史研究、社会史研究、福祉思想史とはなにか、それらにはどういった著述や論考があるのか、そこでなにが議論されているのかが、まったくわからないのである（「癩」患者、癩患者、患者、の違いは?）。序章第 4 の節で「救癩史研究の動向」が概観されるが、これは構成がおかしいのではないか。序章冒頭第 4 段落の末尾で、「つまり、本研究は基本的に社会史研究の立場から、救癩史の関係構造を福祉思想史として分析・記述しようとするものである」[173]とまとめられても、「社会史研究の立場」も「福祉思想史として分析・記述」することも、それがなにか読者にはまったくわからない（さらにページをめくって 182 ページまでゆくと……）。

「社会史研究」ということであれば、その語を誌名につけた逐次刊行物が 1982 年から 1988 年まで刊行されていた（阿部謹也、川田順造、二宮宏之、良知力編集委員、日本エディタースクール、全 8 号）。僭越ながらわたしも、「社会史」と題した短文を執筆したことがある（成田龍一ほか編『20 世紀日本の思想』作品社、2002 年）。社会史研究ひとつ論じることかなりたいへんなはずなのだが、本書にはまったくといってよいほど社会史にかかわる文献があがっていないし、参照した気配もないのだ（まさかエルトンの著書 1 冊でよいというのか?）。もちろん、社会の歴史、というほどの意味で使い、それを念頭において議論をすすめているのであってもいっこうにかまわない。そう断ればよいだけのことだ（さきにみたとおり「認識論的な歴史記述を行ういわゆる社会史研究」という記述があるが、これだけで説明したこととなるか?）。

さて、もうこの、本書課題を検討するところで記してしまうと、本書の記述（まさにそれそのもの）や文体（とよべるほどのものがあるとして）は、呪文なのだとわたしはおもった。また『広辞苑』第 6 版のお世話になると、呪文とは「一定の手続きの下で唱えると、自然力あるいは神や人間の行動を積極的に統御し得ると考えられる文節・語句または無意味な綴字の連続など」のことで、「呪術の最要部を成す唱文」をいう。だらだらと読みづらく意味のわかりづらい文章の連続は、読者を統御しようとしている、あるいは著者みずからを統御しているのではないか。それは岩下を知れ、「救癩」を知れ、という指示による支

配である。

本書に呪縛されないよう、その記述を説いてゆこう。

著者は、「救癩史研究のひとつとして岩下を研究対象にとり上げるうえでの利点」をあげている[174]。

第1に、「岩下が国民国家と癩患者との間に構築される権力関係の中間に位置し、双方をそれぞれ基点として結ばれる〈外在的な関係〉と〈内在的な関係〉とがともに投射される立場にあったこと」[174]。また「投射」の意味を例によって調べると、「光などをあてること。投影」、あるいは「観察者の感覚器官の中で起こる活動が、意識体験の上では外部の或る場所に位置づけられること。感覚の投射」「自分の心の中にある、認めたくない感情・性格などを他者の中に見出そうとすること。防衛機制の一つ」とある。こうなると『広辞苑』すらもがわからなくなってしまう。「投射」の意味はここではおくとして、ここに「利点」として示された内容は、すでにだれにも明らかなことがらなのではなく、議論すべき事項、論証の必要がある課題なのではないか。

第2に、「権力の発信者に帰属させて位置づけられる国公立療養所の管理者を研究対象に据えた場合は、一般に国民国家側に比べて患者側の視点からの直接的な関係性が十分に反映され得ない。その点、私立の管理者をとり上げた方が相対的に有利であること」。「権力の発信者」とはだれか、そこに（それに、そのものに？）国公立療養所の管理者が帰属させられるというのだから、これは内務大臣か、総理大臣か、天皇なのか？。またここにいうこと自体も仮定であって、自明の前提にはならないのではないか。

第3に、「岩下が客観的かつ的確な対象認識の意識と能力を備えていたと認められること」。そうなのか？、どこでそう論証されたのか？、またなにが明らかになれば、明らかにできればそうした評価を与えられるのだろうか？。ひるがえって、わたし（阿部）のこの稿をもって、わたし（阿部）が「客観的かつ的確な対象認識の意識と能力を備えていたと認められる」のだろうか？、不安が募る。

第4に、「岩下が理解したカトリシズムには基本的に国家權威を支持する思想があり、一

九三〇年代の天皇制国家イデオロギーに対しても国公立療養所の管理者にほぼ準じて親和的な立場をとることができた」(傍点は原文のまま)。ある事象やことがらを論証するのに、信仰のゆえとかたづけるのならば、ことはかんたん。その信仰そのものをつきつめて論じきることはできないから、これはいわば万能薬となる(隠喩!)。これでよいのであれば、わざわざ第1の「利点」の片方は論証不要となる。ただ、本書では「権力」構造を論じようとしているはずなのに、ここではわざわざ「権威」に傍点までうってそれを強調している。だが、それについての説明はない。

著者がいう「利点」の4点はいずれも論証が必要だとわたしはおもう。著者も「これらの点について説明すれば」と追記しているので[175-180]、それをみよう。

第1の点については、法律第11号「癩予防ニ関スル件」の「制定以降」、「私立の救癩施設も(事業運営のすべてではないものの)主務大臣から直接的な監督を受けることになったことから、私立救癩施設の管理者という立場が法的にも患者と国民国家の中間に位置づけられることになった」というのである。なお、「中間」という言葉には、例によって調べてみると、「二つの物事・地点の間」の意味があり、しかも「特に、そのまんなか」を指すというのである。また、「相対するものの、どちらにも片寄らないまんなか。なかほど」の意味もあることを確認しておこう。

もとにもどると、「国庫補助」を得たから、「公私いずれであれ療養所の管理者は、少なくとも形式上は、一方では国の権力機構の一部を担い、他方では患者の立場から生活支援を行うという両義的な立場にあった」という[175]。一方に国、他方に「患者」というとき、さきの「中間」という言葉では、その両者のあいだの「まんなか」「どちらにも片寄らないまんなか」に岩下が位置することとなってしまう。それは本書をとおして、まったく論証されていない。また、「患者の立場から生活支援を行う」ということは、どのように論証されたのか。

さらに、さきの引用部分の「両義的な立場にあった」につづけて、「言い換えれば、全体主義による「祖国浄化」の思潮と、ヒューマニズムあるいは宗教的信念に基づく「人権」

意識との緊張関係の中に置かれていたともいえる」と述べる。ここでも「中間」という位置があてはまるのか。さらに、「それゆえ」と文章をつづけて、「国公立か私立かを問わず一般に療養所の管理者には、程度の差はあっても患者と国民国家の両方の立場と主張（あるいは意識）が投射されていたといえる」とまでいう（また「投射」！）。

だったらさきに第1の「利点」であげていた、「私立の管理者をとり上げたほうが相対的に有利である」とはいえなくなるはずだ。まあそれはともかくとして、そうした岩下の位置を前提として議論をしようとするのであれば、もうなにも論じる必要はないのではないか。もとより療養所所長は、政策の定めるところ指示するところと療養所の具体相との双方をみすえながら、療養所の運営と療養者の管理とをすすめてゆくのだらうから、国と療養者のあいだにいることにまちがいはないが、そのことはなにも、「近代日本救癪史」を論じるときに岩下を対象とする「利点」などではなく、その位置にあってなにをどのようにしたのかを明らかにする課題なのではないか。

本書著者は、研究や論証の課題とその前提とをとりちがえているのか混同しているのかのどちらかである。

第2の点については、「私立の救癪施設の管理者の場合は、基本的に身分が権力側に属さないという決定的な違いをもっていた」というのだが、そのつい5行まえに記した「国公立か私立かを問わず一般に療養所の管理者には、程度の差はあっても」といっていた両者の差異をゆるめる指摘との整合はどうなるのか？。ここではまた、「懲戒検束権」とも無縁のもとで患者たちとの援助関係を構築していった」「施設規模の面から比較しても、私立の救癪施設の場合は比較的の小規模であり、当然に患者と直接に接触し得たわけである」との指摘がある。

これものちに本論で記される岩下の院長辞任の経緯とはどう整合をつけるのか、また国公立の療養所でも施設規模が小さいところもある（もちろん他と比較したうえでの小ささで、たとえば現国立療養所大島青松園、現国立療養所奄美和光園、現国立療養所宮古南静園は、創立時から現在にいたるまで、そう大規模な施設ではない。あくまで他との比較の

うえてだが)。そうしたところのようすをふまえずに、「当然に患者と直接に接触し得た」ところは私立の施設のみと弾ずることは早計にすぎよう。

また、「少なくとも患者処遇の基本的ポリシーが宗教慈善ゆえの人道主義を旨としていた点では、国民国家の論理である全体主義の影響を強く受けざるを得ない国公立療養所の場合とはその状況を異にしていたといえる」[176]と、これも所与の前提あつかいなのだ。「宗教慈善ゆえの人道主義を旨としていた」といいきってしまうのであれば、宗教をめぐるのはなにも議論することはなくなる。すべて、宗教のゆえに、とかたづければよいのだから。

ここにはさらに、著者のいう「主義」や「イデオロギー」をめぐる曖昧な記述がみえる。ここにいう「全体主義」が「国民国家の論理」であるならば、それは国公立や私立を問わずどこにでも貫徹するのではないか。なぜ「私立」で、しかも「宗教慈善」をかかげる施設では「その状況を異にしていたといえる」のか。たとえば本書のほかの記述をみると、「天皇制イデオロギーが容赦なく国民意識の中に浸潤してくるこの時代にあって、また現に皇恩に浴している立場として、岩下が国家や皇室（＝天皇制国家）に批判的な主張をすることは考えられない」[105。これは第Ⅰ部第2章]と断じている（皇室と天皇制国家がイコール記号でつなげられるのか？、国家や皇室が天皇制国家ということか？）。そこではつけて、「それは岩下が表裏を使い分ける二重人格であったというのではなく、「転向」を迫られたようなわずかな反骨的知識人たちを除けば、こうした態度は天皇制国家への服従を強いられる民衆にとってのごく普通の態度であったであろう」[105]とも述べているのだ。「天皇制イデオロギー」が「浸潤」する領野の広さ、そのどあいの深さや強さの指摘である。このあたりの記述と、さきの「その状況を異にしていたといえる」との指摘とは、「主義」や「イデオロギー」をめぐる著者の認識において、ずれがあるのではないか。これは適切な「使い分け」なのか。本書にみられるこういうようすを「御都合主義」というのではないか。

本書第Ⅱ部序章のうち、第1の節は、「博士論文〔中略〕の一部を加筆・修正したもので、第2、第4の節は「博士論文（一部）の内容を加筆・修正」したものだ」と「初出一覧」

[408]に明示してある。本書第Ⅱ部序章は、その冒頭において、記述がすでに破綻しているのではないか。「博士論文」を検討することはしないが、それに「加筆・修正」してしまったがゆえの体たらくなのだろうか？

「利点」の検討をつづけよう。つぎは第3の点。これについての説明もたまげる（漢字で書くと「魂消る」）——「第三の点については、岩下がカトリック思想家として哲学的な真理探究の視座と思惟方法とを備えていたが故に、彼が向き合った対象（患者や社会問題）の本質を明確に認識しようとしていたと言ってもよいであろう」[176]というのだから。くどい引用となるが正確を期してまえのページにもどると、「第三に、岩下が客観的かつ的確な対象認識の意識と能力を備えていたと認められること」が「利点」としてあげられていたのだった。そこでは長ったらしく、きっぱりとした表現ではないのだが、「認識の意識と能力を備えていたと認められる」とあった記述が、ページがかわると、これまた長ったらしく、きっぱりとした表現ではないのだが、「認識しようとしていたと言ってもよいであろう」となっているのだ。くどいがこう表記してみよう——

認識の意識と能力を備えていたと認められる

認識しようとしていたと言ってもよいであろう

——これはおなじことをいっているのか？、いやそうではない、違うことである。彼の能力にかかわる評価は、「哲学的な真理探究の視座と思惟方法とを備えていた」とさらに横すべりしているとみえる。記述が曖昧に溶解していると喩えたくなるが、なにであれ、彼の能力についても論証課題のはずだ。この第3の点についての説明のあと、2ページちかくにわたって呪文がつづくが、もはや「患者」についての記述はなくなってしまった。

第4の点については、岩下以外についての呪文がつづく。信仰のゆえ、教義のゆえに、ということなのだろう。

第Ⅱ部序章第1の節の末尾がふるっている——「ともあれ、この第Ⅱ部は救癩史の外面から内面へと通じる関係構造の一断面を解明しようとするものに過ぎない。しかしながら、前述のような研究対象をより包括的にとらえようとする視座の新規性からすれば、そこか

ら生まれる意義と可能性は決して小さくないと言わなければならない」だと[180]。視座が「新規」であっても、論証がともなわなければ、それこそ画餅に帰すとおもうのだが、新規性のゆえに、それをもって意義と可能性がおおきいと自賛するか。ほんとうは、「生まれる」というその実質と成果が問われるはずではないか。

本書の「意義と可能性」にかかわる点を、本書「あとがき」の記述にみよう。「すでに故人」となった、神山復生病院のかつての入院者との交流を回顧し、彼を「院内の同時代の状況といわずより包括的な近代日本救癩史さえも極めて客観的に捉えられるおそらく唯一の入院（元）患者であった、と私は理解している」[404-405]と示す。2005年ころのこととして、「私の研究がらみの愚痴ともつかない相談に応じて、氏は「救癩史の金字塔的研究はいまだなされていない」と、きわめて冷静で客観的な近代日本救癩史研究への評価を述べられた」[405]とのこと。

私は藤島氏〔上記引用部分の「氏」〕のことばに、ある種の深い陥穽に落ち込んだ出口の見えない研究状況が今後もしばらくは続いていくような予感を覚えたのである。しかし、その一方で、できれば私自身がその陥穽に曙光を差し入れることができれば、と途方も無い夢想を抱いたりもしたのである。／本書がそうした野望ともいえるような私の思いをその一端でも具現化できたかどうかは、読者諸氏の忌憚のない評価を待たなければならない。

——と著者はその感慨を記していた[405]。なお、「たり」は通例、～～したり、～～したり、のとおり重ねて使う。もっともこうした用法が一般にどんどん崩れつつあるが。

ここでは藤野豊と荒井英子の研究が参照されて、前者については「優れて実証的な成果がほぼ到達点と評されていた」ととらえてみせて、後者については「キリスト教との関係でみた救癩史研究も同様に一定の評価を得ていた」という[405]。しかし、両者の評価については、まったく実証されていない。たとえば、藤野や荒井の著書について書評があったかなかったか、あったとしてそこでなにが議論されていたのかは、まったく示されていないのだから。これは空虚で中身のともなわない評にすぎない。（なお「参考文献一覧」には

滝尾英二、二〇〇五、があがっているが、本文ではまったく言及されていない)

それはともかくも、定番の型といえるこうした「あとがき」の記述は、そこに記したあれやこれやを「具現化できた」との自負が著者にあるからこそ、その評価を読者にゆだねようといえるのである。自信の一書ということだ。だがページをめくるとそこには、「著書として十分に耐え得るものとなったかどうか、いささか心もとない」と記したうえで、「この点も読者諸氏のご批正を乞う」[406]とあった。「批正」というむづかしい語の意味は「批評して訂正すること」(『広辞苑』第6版)。わたしはずいぶんとこの稿で本書の誤りを「訂正」し、その議論などを「批評」している。「いささか心もとない」との本人の懸念のとおり、本書は「著書として十分に耐え得るものとなっ」てはいない、とわたしはおもう。

方法 本書第Ⅱ部序章第2の節から、さきの課題をどのように論じようというのかを確認しよう。

冒頭にまず、「救癩史研究と岩下研究とを福祉思想史研究としてどのように接合させるかについては、研究方法に関わる重要な問題である」[180]との課題がかかげられている。さきにみた、「社会史研究の立場から、救癩史の関係構造を福祉思想史として分析・記述しようとする」[173]との著者の姿勢とどうかかわるか。わからない。つづけて、「救癩史研究の本質的なテーマは、権力によって関係づけられる国民国家と患者との関係である」[180]という。これはわかる(嬉)。だが以下およそ1ページが呪文となる。どうやら重要な術語は、「相互主観(=間主観)的な関係性」のようだ。それを「分析してこそ歴史現象をその意味にまで近づけてとらえられると考えられる」というのだから(この引用部分自体はよくわからない)。そしてページをかえて、「第Ⅱ部では、基本的に、主体が内在的にとり結ぶさまざまな社会関係を「主観」対「主観」の関係である「間主観性」としてとらえようとするところに眼目がある」[181]という。ここにあらわれているとおり、さきの「相互主観(=間主観)的な関係性」が「間主観性」となってしまうとおりに、術語や概念が一定していないから、本書の記述が呪文に見えるのだとおもう。これは説く記述ではない。あれこれいいかえるなどして記述が散漫かつ不安定になっているのである。

ともかく、まずは、「間主観性」。

ついで、「両者〔「国民国家と患者」なのだろう〕の間に媒介者(=agent)を立てる」[181-182]といい、「つまり、患者と媒介者との間でとり結ばれる間主観性、さらに国民国家と媒介者との間でとり結ばれる間主観性——すなわち内在的な社会関係——の双方を分析することで読み解こうとするものである」[182]。こうした記述の—— ——によって挟まれた部分を削除すると、よりいっそう読みやすくなる。削除しても読者が誤読をする恐れはとても小さい。ここで、「媒介者」。

「この媒介者を岩下とした場合の利点は、すでに述べたとおりである〔が、それは論証されていないはず〕。本研究の方法論的な目標は、このような岩下という媒介者を通して救癩史の本質の問題に近づこうとするところにある」[182]。ここで、「媒介者」は岩下となった。これをもって、岩下がテキスト云々というさきの御託は不要となったのかとおもったら、186ページになって、「岩下のようなカトリック思想に基づいたテキストの分析では、身体論の視座による間身体的(=間主観的)な分析が有効であるといえよう」ということで、呪文の濃度が高まっているから、みなかったことにしよう。「身体論」「間身体性」？

まとめれば、岩下を媒介として国家と「患者」との関係を考える、となる。強引な要約だ、乱暴だといわれても、これでよい。

ついで、「次に、福祉思想史としてとらえようとするならば」[182]とこれまた呪文がつづくので、これも無視。問題はない。

ついで、「ともあれ、第Ⅱ部で採用した研究方法は、救癩史の中の患者と国民国家の関係の実相を、それらの中間〔!〕にあって、とりわけ患者の主観が投影される位置にあった「岩下」という一個の、外部へと開かれた「身体」——主体/客体の両義態である——を通して間主観的にとらえようとするものである」[183]との記述については、例によって、—— ——のあいだを削除して呪文の緊縛から逃れ、岩下につけられた「」も無視して、もう「中間」の意味を問わないようにしようとおもっても、いつのまにか挿入された「とりわけ患者の主観が投影される位置にあった」の語句はみすごせないで、それにはちよ

つとふれると、これはさきに見捨てた福祉思想史云々の箇所を読めば理解できるのではない。唐突にあらわれた、これまた論証されていない不可思議な前提なのである。著者はやはりきちんと「中間」の意味をとらえていないのだ。ただ、あいだ、といっているにすぎない。ならばそう記せばよい。不可思議な前提を気にしつつも、ひとまずそれを無視すれば、ここでも、岩下を媒介として国家と「患者」との関係を考える、ととらえてよいでしょう。

念のため、「福祉思想史としてとらえようとするならば」の語句にはじまる1段落をみておこう。「従来〔ここでは「既往」ではない〕多くみられた人物史としての個別研究に対して、本研究が方法論的にどのように相違しているかについても確認しておかなければならない」[182]との姿勢から示された方法、いや「方法論的」な説明とはまず、

たとえば、社会事業家が依拠した信仰あるいは行った事業の思想的内容を、現代の一般的な福祉実践の理念や原理と比較してとらえようとした研究は、救癩思想史研究に限らずとも社会事業史研究ではよくみられるものである。

というも[182]、ここにはなんの注もつかないので、「よくみられる」というそれが「救癩思想史研究」「社会事業史研究」の門外漢にはまったくわからず、ここでいおうとしているとおもわれる、現代の観点から過去を裁断してしまおうとするかのような研究態度が「よくみられるもの」なのかどうか、わたしには判断ができない。そして、「しかし」とつづけて[182]、

しかし、その分析上の比較基準は観念的な設定——すなわち暗黙裡に客観性を前提——であることが否めず、研究対象の経験的世界の底にある意味構成を同時代コンテキストの中で社会関係的な視点から解明しようとする——すなわち主観ベースで客観を志向する——ものとは根本に異なっている。

という。ここでは2つの「設定」「視点」「もの」があるといっているのだろうか？。1つが勝手に「客観性」があるといっているにすぎない「観念的な設定」、もう1つが自覚して「客観を志向する」あれやこれやの「もの」、となるか。

こつぜんともうきん

さきの引用部分のすぐあとには、「前者は、研究対象の内面に形成された福祉思想を、分析者の主観によって無自覚なまでに恣意的に比較・抽出したに過ぎないものといえる」[182]というのだからやはり、自分勝手な「もの」ということか。では、後者は、と記述がつづくのではなく、

他方、第Ⅱ部のような間主観的な分析として、患者と国民国家の関係を内在的な関係性から解明しようとするならば、従来の救癩思想史研究が陥ったこうした研究方法上の陥穽を大幅に回避できる可能性をもつ。

——落とし穴に落ちずにぐうっと大回りするには、「間主観的な分析として、患者と国民国家の関係を内在的な関係性から解明しようとする」のだ、というわけだ。「間主観的な分析」と「主観ベースで客観を志向する」とは同義なのだろう。「暗黙裡に客観性を前提」としてはだめで、あくまで「主観ベースで客観を志向」しなくては、穴に落ちてしまうということだ。いや、「間主観的な分析」とは「関係を内在的な関係性から解明」することか。「ただ」と奇術がつづく、いや変換ミスだ、記述がつづく[182-183]。

ただ、この場合、直接に関連の薄くないしは正反対の認識をとる複数の個別思想を比較検討するような研究は、相互の共通性をより「客観」に近いものとして取り出そうとする間主観の主旨からするとむしろ困難が多く、第一義的には不適といえる。

——「困難が多い」ことは「不適」だからやめようということだ（中身はわからんが）。ではどうするか。

また、分析者のもつ主観性を結果的にある程度軽減するためには、こうした解釈学的な分析を経た後に、具体的な歴史事象へ実証的に還元してみることは不可欠であろう。というのだから、「主観性」はなるべく排除した方がよいのか、いや「軽減」すればよいのか、それはどういうことか？、やはり中身がわからんが。また、ここにいう「解釈学」、いや「解釈学的」とはなにを指しているのか？（注がないのでわからないが、わたしはクリフォード・ギアーツをおもい浮かべてしまった。彼の著作は本書「参考文献一覧」にはみえない)、「実証的に還元」ということは、実証という手続きを放棄してはいないのか、な

ど疑問、いや疑問ばかりが浮かんでしまう。そして、

この点第Ⅱ部では、意味解釈した岩下の思想を、具体的な救癩実践の検証から問い直す作業を重ねている。さらに、包括的にとらえようとしているとはいえ、このような個別研究の性格をもつ岩下研究を短絡的に〔拙速に、ではない〕「救癩史研究」として一般化させることも適当でない⁽⁸⁾。あくまで救癩史研究におけるひとつの事例研究として位置づけるべきであろう。

とつづき[183]、後注(8)には「もちろん、本章の冒頭の問題意識に立てば、一定の思想ないしは意識傾向を抽出・記述する研究として「日本救癩思想史」なる研究がはたして成立するのか、という根源的な問いも考えられないわけではない」[207]と記されている。これは「一般化させる」などといった大仰な大層なことは目指さずに、「ひとつの事例研究として位置づけるべきであろう」というその謙虚さを誉めればよいのか。(しかしどうにも歯切れのわるい文が多い)

2013年4月1日にはじまったNHK連続テレビ小説「あまちゃん」の第43回、場面はスナック梨明日、水口琢磨がア通称ミズタクキ当然あまのアキちゃんに、「資格をとってどうなりたいの」「ネットですごい人気だよ」「まだ17歳だろ」「まだまだ知らない世界があるわけじゃん」「君自身無限の可能性を秘めてるわけじゃんか」というと、「なんだごいづ」「いってること、さっぱりわがねえ」といったアキの感じに同化したってとこか(2015年4月から一挙全編再放送)——わたしの気分が、だ。

「第Ⅱ部で採用した研究方法」について「言い換えれば」[183]と記述がつづくも、まぢがいなくそれは呪文となるので、もう無視。ただ2か所にだけふれておくと、著者の姿勢によって、「救癩史研究における従来の「素朴実証主義」志向を離れて、新たに現象学的な研究方法をとり入れることによって、社会関係の深層において具体的に展開される間主観のダイナミズムを記述しようとするひとつの試み」が可能となると述べているところでは、後半の呪文は無視して、前半の「素朴実証主義」云々を気にとめておこう。ただし、ここでは「従来の「素朴実証主義」志向」がなにを指しているかは明示されていない(180ペー

ジの「政治史」もおなじ)。

もう1か所は、「思想史研究にありがちな観念性への蝸壺化を極力避けるために、可能なかぎり元患者からの聞き取りをはじめとする第一次史料から岩下の救癩実践を問い直し、より実証性が確保されるように補強を図った」[184]というところ。「一次史料」という語が歴史学では一般に用いられていること、ここでは救癩思想ではなく「救癩実践」となっているところをおくと、「より実証性が確保されるように」、「元患者からの聞き取りをはじめとする第一次史料」を活用しようとの姿勢をここに明示したのである。

もうここで、「聞き取り」について、本書で確認したところを明かしておこう。本書には7回ないし8回の「聞き取り」が利用されている。そのうち「元患者」への「聞き取り」は、

1. 「筆者が二〇〇二年八月九日に行った温情舎小学校の卒業生 U 氏からの聞き取り」[66]、
2. 「筆者が二〇〇三年三月一三日に行った元入所患者 T 氏からの聞き取り」[98]、
3. 「筆者が二〇〇二年八月八日に行った岩下院長当時の患者 T 氏（男性、一九三一年に一二歳で入所）からの聞き取り」[312、314、315、324、328、329、330、331、352、358]、
4. 「筆者が二〇〇二年八月八日および二〇〇三年三月一四日に行った T 氏からの聞き取りによる」[318、330]、
5. 「筆者が二〇〇三年三月一四日に行った F 氏（男性、一九四五年入所）からの聞き取り」[325、331]のようだ。1.の U 氏は「元患者」ではないかもしれない。2.と3.と4.の T 氏が同一人物かどうかは不明。話者の情報はもっといねいに示した方がよい。いずれにせよ、「聞き取り」の対象となった岩下院長在職時の「元患者」はたったひとりか。

いくら岩下院長当時を知るひとが少なくなったとはいえ[404]、これは「聞き取り」をおこなったといえる実績数ではない。本書に活用しなかった例もあるのならば、そう断ればよい。これは「補強」といえるほどの「聞き取り」ではない。また、書名をまちがえているとはいえ、「参考文献一覧」には蘭の著書もあげているのだが、方法としての「聞き取り」についての議論は、本書には一切ない。いまや「聞き取り」の手法や方法を問わず、当事者が話したままを当時のようすとして（これがときに事実や実相となる）転記するだけでは、あまりに無手勝流にすぎる。

また著者のいう「第一次史料」のあつかいも杜撰にみえる。「岩下びいきの患者の一人」[94]が書いた文章を転載し、そこにある「親父が存命して居られたらどのように感激なさったでしょう」[95]をとらえて、「患者たちから「親父」と呼ばれ慕われた岩下は、患者が社会とつながりをもつうえでの仲介者であったばかりでなく、患者のそうした本性的な欲求を理解して共感し合える良き支援者であったといえよう」と解釈している。ここではまた、「なお、患者側からすると、ひとつには岩下の生来の不自由な右足が彼らの癩の罹患に伴う二次的な身体障害と重なって親近感を抱かせもしたのであろう」との推測もくわえられている[95]。

ところで、「岩下びいき」とはどういう意味か。「判官鼻眞」とは、義経への同情や鼻眞をいう(『広辞苑』第6版)。「患者」による岩下への同情や鼻眞、岩下へ同情や鼻眞をよせる「患者」のことをいうのか？

この「親父」の呼称については、111 ページでも「岩下が患者たちから親しみを込めて「親父」と呼ばれていたことはすでに述べた」と記され、161 ページにも「また教会内外に誇れる同胞司祭として患者たちから「親父」と慕われていた岩下」とある。これはいわゆる、盛ってる、のではないか。著者が参照した「第一次史料」にはひとりの「患者」が岩下を「親父」とよぶようすが記されているにすぎない。それがなぜか「患者たち」と膨らんでいるのだ。しかも著者自身が「岩下びいきの患者の一人」(傍点は引用者)と記したことはどうなってしまったのか。これは史料の解釈や理解などという大層なことではなく、ただの読み誤りだ。これで、「とりわけ患者の主観が投影される位置にあった「岩下」」[183]を論証し得たというのであれば、それは大きなまちがいとなる。

「聞き取り」も「第一次史料」も、なんともお粗末。無視できない粗雑な記述に字数をとられてしまったが、もういちど本書の「方法」なるものを確認しておく、それは、岩下を媒介として国家と「患者」との関係を考える、である。これについてはまたあとでみよう。

既往 著者による先行研究の整理は、もういいか。従来の、いや、既往の研究をおおよ

そ「客観性」「一面的」「主観的」の語で評しているていどといってよい。列挙するだけならば、これはノートの段階だとおもう。

ここでは藤野豊の研究のあつかいをみておこう。なおあらかじめ断ると、わたしは藤野の代弁をしているつもりは一切ない。まず指摘しておくとして本書著者は、「藤野は〔中略〕一九九〇年代の著書で、患者の人権の視点から、国家権力を背景にして優生主義へと傾いたハンセン病医療政策を実証的に批判論証している〔藤野、一九九三、二〇〇一〕」[193-194]と紹介したとき、2001年が1990年代であると判断したのか。2001年発行の刊行物に収載された稿の初出が1990年代だから、ということか。一事が万事。つぎに、「以後、政治史としての藤野の近代日本救癩史論は、一般論として定着している」と評されると、こういうとき当人は、自分の議論が「一般論として定着している」といわれてよろこぶのかもしれないが、「近代日本救癩史論」とまとめられたうえのことであれば、それを拒絶するにちがいない。彼は激怒するとおもう（ああ、代弁してしまった）。傍目にもなぜそうみえるのか、著者はとくと考えた方がよい（これまた後述）。

本書著者は藤野の議論を、つぎのとおりまとめる——「政策主導による民族浄化思想の普及に加担して活動した民間社会事業家の一人として岩下がとり上げられている」。著者はこうした藤野の理解が嫌いなのだろう。議論の体裁として認めるところはあるという——「確かに、岩下の主張した民族浄化論は、強制隔離というマクロな公衆衛生対策のレベルにおいては、結果的にそうした一般的な思潮と一致していると判断されやすい」というわけだ。もっとも、「結果的に」「判断されやすい」の語が全幅の賛同ではないことをうたっている。ではなにをいいたいのか——「しかし、藤野の研究方法である徹底した実証研究では、岩下の言説を外在的・限局的にとり上げるにすぎず、その基底にある内在的で包括的な思惟構造やそこからもたらされる人間観・社会観の実相は検討され得ない」——といった、「的」の語がいくつあるのか（4つ！）。これは悪文であり、不当な非難である。「徹底した実証研究」のなにが、どう問題なのか。「外在的・限局的」と「内在的・包括的」の対比、「言説」と「人間観・社会観の実相」の対照は、「徹底した実証研究」からは導きだ

されない。本書著者はつづけて、「このことは、単に人物史としての研究方法の問題に止まらず、救癩史の実相を把握するうえでも、大きな障害となっている。社会史的あるいは思想史的研究が求められる理由はこの辺にある」といわれても、この曖昧模糊とした文章では、議論を正確につかみ理解することはむづかしい。「社会史」と「社会史的」とはどう違うのか、「思想史」と「思想的」もこれまたどう違うのか、「この辺」（このへん？、このあたり？）とはどこなのか？、社会史あるいは思想史の研究がもとめられる理由はここにある、と書いてはまずいのか？、またくりかえしになるが、ここにいう「社会史的」「思想的」はどちらも自明ではない。こうした非難にさらされて、さすがに藤野を気の毒におもう。くりかえせば、「徹底した実証研究」が問題ではないはずだ。もっといいいな議論をしなければ、「検討」の名に値しない。

さきにこの稿はノートの段階だとわたしは書いたが、あらためて「初出一覧」をみたら、第Ⅱ部序章のなかでこの第3の節だけは博士論文がもとになっているのではなく、「〈岩下壮一の福祉思想〉研究ノート」を論題とする大学紀要稿がそのまま転載されたようだ（博士論文については、「一部」だの「加筆・修正」だのの語がついていて大学紀要稿にはそれらが無いから、「加筆・修正」していないということなのだろう）。著者みずから「研究ノート」だと明かしている文章を、ノートの段階、だと評してしまっては失礼だったか。いや、正確、的確でよし、となるか。

もういちど本書における藤野の研究への非難にもどると、著者は、「徹底した実証研究」という「藤野の研究手法」は、「救癩史の実相を把握するうえでも、大きな障害となっている」といっているのである。これはほぼ全否定の評価だろう。そこまでいっておいて本書第Ⅱ部でこの論断以降も藤野の研究を参照しているのはどういうことなのだろう。とても失礼だとわたしは感じた。もちろん、藤野にも読者にも対してだ。

動向 第4の節は「救癩史研究の動向」と題されている。さきの第3の節題が「既往の岩下論の検討」だったのだから、それに照らせば、第4の節では「検討」はなされず、「動向」を示しただけとなるのだろう。

ここにいう救癩史とは、すでに断り書きがあったとおり、近代日本救癩史の略記である。まずは、本書ではこれがなにであるのかを確認しよう。

この節の冒頭で、「救癩史研究は、広義には医療史、社会事業史、患者運動史、解放史、生活史、法制史、文学史、宗教史等のさまざまな研究分野あるいはその隣接領域からアプローチされている」[201]と示されている。この1文に注がつけられ、それは、列挙された「医療史」などを説いているのではなく、「広義」についてのみの追記だった。本書にとっては重要な事項となるはずだから、本文に記せばよかったのに。後注には、「「広義」の意味するところは、救癩政策史ないしは救癩事業史のような救済史だけでなく、たとえば歴史的な現象としての「癩」を表象として論じたものであっても、必然的に救済の視点が包含されていれば、それをも含めて広義の救癩史と考える」[208]とある。いや、本文にあったらますます呪文度が高まるから後注でよかった。「救癩政策史」「救癩事業史」は救癩史ではなく「救済史」なのか？（下線は引用者による）、ここにいう「「癩」を表象として論じたもの」とはなにか？、文脈からすると、「必然的に救癩の視点が包含されていれば」（下線同前）となるのではないか？、「救癩」と「救済」の違いはなにか？。本書冒頭の「はしがき」にもどると、「ハンセン病患者に対する救療事業（以下、本書では救癩事業と表記）」[iii]とあった。救癩、救済、救療、豊富なヴォキャブラリだ。本書に、救貧の語はあったか？

「近代日本救癩史」の語の本文初出となる172ページにもどろう（170ページにもその語がみえるが、そこは第Ⅱ部扉裏面）。その語についての注は、「近代日本救癩史」ではなく「救癩」を説いていた。それについては、本稿20ページでみた（そこでは記さなかったが、ここに「初発」の語はおかしいだろう）。あらためてここでみると、「社会事業」「救済活動」「医療救済事業」「救療事業」についてもはや理解不能、これに「救癩史」と「救済史」がくわわって、お手あげ。

本文でも後注でも、近代日本救癩史を広義にみたというときの医療史などなどがなにであるかが説かれないうまに、「さて」と一転して、「救癩史研究は他の歴史研究と同じように、歴史記述上のイデオロギーとして〔中略〕三つに類別してとらえることができる」[201]

と断じられてしまう。「他の歴史研究と同じように」といわれてもどういった研究なのか皆目見当がつかないのだが、類別の3つをみると、それらは、「①目的論の視座のもと人権至上主義に依拠しながら実証的に記述しようとする研究、②主観を排除して倫理的に中立の立場から無批判に歴史記述しようとする研究、③目的論ないしは脱目的論の立場から認識論的に意識や言語表象として記述しようとする研究」なのだそうだ。

わたしは横浜をフィールドとした都市史、都市論の研究もしていて、その成果を歴史学会の査読誌に投稿して掲載されたことがある。その論文では、都市史や都市論の研究をめぐって、上記「三つに類別」した先行研究を提示しなかったし、それをもとめられもしなかった。管見のかぎり、都市史や都市論の研究を上記「三つに類別」している研究者はいない。また、じつはわたしにはありがたいことに、衛生史、衛生論の論文も査読誌に掲載されたのだが、それもまた同様だった。都市史や衛生史は本書著者のいう「他の歴史研究」ではないのだろうか。

著者のいう「三つに類別」したうえで「研究書ないしは実証性の高い類似書（いずれも単行本）のうちおもだったものに限定して概観して」いる202ページから205ページまでは、もうとりあげないこととした。そこでとりあげられている著述のいくつかについては、すでにわたしも批評を書いている³⁾。それをもって、その4ページ分への言及にかえて充分だとおもう。

各論 第Ⅱ部は序章と終章をのぞく本論が5つの章で構成されている。章題を順にあげると、「戦前におけるわが国の癩対策の変遷とカトリック救癩事業の意義」「岩下壮一による事業改革の実際と思想」「岩下壮一における権威性と民衆性」「岩下壮一の実践思想一指

³⁾ 阿部安成「だって、当事者がそう言うものですから—ハンセン病療養所における聞き取りの手立て」（滋賀大学経済学 Working Paper Series No.142、2010年12月）、同「癩と時局と書きものを—香川県大島の療養所での1940年代を軸とする」（黒川みどり編『近代日本の「他者」と向き合う』解放出版社、2010年）、同「病むからだ、信ずるこころ—ハンセン病療養所におけるキリスト教信仰をめぐるいくつかの論点」（滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.206、2014年1月）、同「病むあのひとたち、信ずるわたしたち—ハンセン病療養所におけるキリスト教信仰をめぐるいくつかの論点」（同前 No.207、2014年2月）。なお藤野豊、蘭由岐子、荒井裕樹、中村文哉の著述についてはその批評を執筆中。

導性とその限界」「岩下壯一における患者観の形成」となる。

■第1章

各章を順にみてゆこう。第1章は「これまで正面から検討されることのなかった、プロテスタントに対するカトリック救癩事業の機能的意義を、救癩史の中で明らかにしようとするもの」[210-211]という。これが本書の課題とどう結びつくのかは、説かれていない。

ここでは1930年代に展開した無癩県運動期におこなわれた岩下の講演がとりあげられ、「岩下は絶対隔離政策の一層の推進を訴え、一カトリック救癩事業家として国のマクロ的な癩政策すなわち絶対隔離策を支持するという立場を鮮明にした」[226]と述べられている。これはどうにも論がおかしい。転載された「講演(抄)」をここにあげると——「ドイツの民族主義者等は血を浄めるといふ事を叫んで偏狭な外国人排斥をしてゐるやうです。ドイツ人の血のみ勝れてゐると思ふのは無理です。併し先づドイツ人の血を浄めよといふのなら尤もな事であります。吾々も日本民族の血が如何に尊いかといふ事を思ひます。この血を通して我民族が発展して行くのであります。五万の気の毒な同胞即ち親子兄弟が苛まれ社会の同情のないといふ事は真に忍び得ない事であり、同時にこの血を浄めたいと切実に思ふのであります。吾人は愛国心からもこの問題を解決するに尽さねばなりません」[226]。このあとにさきに引用した著者の記述となるのだが、そのすぐあとに、「講演(抄)」とは異なる出典表示があるのだ。

すると、「この中で〔中略〕鮮明にしたのである」との見解は、著者によって転載された岩下の「講演(抄)」からは導けないこととなるのである。確かに転載された「講演(抄)」から岩下が「絶対隔離策を支持するという立場を鮮明にした」とはいえない。転載された史料と本文記述が合致していないのだ。

ここでもまた藤野がやり玉にあげられる——「藤野はこうした岩下の態度をとり上げて、『民族浄化』論の高唱」者の一人と評価している」[226]といい、著者は「確かに、岩下の皇室寄りあるいは国策寄りとみられる主張は、大筋では国家権威に従属する形で展開されており、そのために患者に対する人権意識は薄いと理解されやすい」と例によってちょっ

と同意する素振りをみせておいて、「しかし、そもそも岩下が自国の利益を他国の犠牲の上に確保しようとする狭い意味のナショナリズムに嫌悪感をもっていたことは明らかであり」というのだが、個々の出典表示もまた、さきの転載部分と異なっていて、読者は「明らかであり」というその根拠を知り得ないのだ（まさか典拠を明示してあるのだから読者が自分であたれということか）。しかもここについて後注では、「岩下の世界観は、一国の思想統合のための民族主義的な「皇国論」をも包摂した「神国論」として、きわめて広い意味でとらえられている」[234]と、いくらかとんちんかんな内容となっている。

つづけて、「狭い意味のナショナリズムに嫌悪感をもっていたことは明らかであり〔中略〕引用文のコンテキストからも帝国主義への盲目的な〈ナショナリズム（＝国家主義）〉から「祖国浄化」論を首肯したものではなく、政治体制にとらわれない立場からの建設的な〈パトリオティズム（＝郷土愛）〉が基盤にあったことが容易に理解できる」[226]と結んでいる。

しかしまず、*patriotism* をただちに「郷土愛」ということに無理がある。さきに示した本書本文で6行におよぶ「講演（抄）」から「郷土愛」を読みとることはまったくできない。「日本民族の血」「我民族が発展」「愛国心」の語からも、またそれらをふくむ文、文章からも、むしろ、強烈なナショナルな意識を感じとれるのではないか。もちろん「盲目的なそれかどうかはわからないが、この「講演（抄）」を読んでも著者のような「理解」は「容易に」はできない。

これは「論」などによべる代物ではない。著者は「郷土」をどうとらえているのだろう。くりかえしお世話になる『広辞苑』（第6版）でそれは「①生まれ育った土地。ふるさと。故郷」「②その地方。土地」であり、「郷土愛」とは「生れ故郷に対する愛情」と説かれている。ついでに「故郷」とは「生まれ育った土地。ふるさと。郷里」とのこと。

あ、ここで急ぎつけくわえておくと、わたしは『広辞苑』（第6版）の内容が絶対に正しいと考えているのではない（もちろんまるで違っているともおもわないが）。本書著者の用語、用例、語義があまりにおかしいので、おおよそ共有されているところを確かめようとしているにすぎない。ちなみに、研究社の『新和英大辞典』（第5版）では、「郷土愛」は

「local patriotism」となっている。「local」のあるなしはけして小さくはないはず。

「初出一覧」によると、この第Ⅱ部第1章は『名古屋大学比較人文学研究年報』掲載稿の転載のようだ。文章は最低限、言葉と論理とが整えられていないとにならない、とわたしはおもう。もはや第Ⅱ部第1章の「まとめと若干の追加的考察」は読まなくてもよい。でもちょっとだけみると、「カトリック思想においては」「こうしたカトリック思想に固有な思惟構造の視点でとらえれば」[231]というのだから、こういう根拠を設定してしまっただけでは議論の必要がなくなる。だって、信仰と教義がそうなのだから、といわれてそれでお終い、だから。

■第2章

いちおう第2章もみると、そこでの課題は「本章では、岩下が神山復生病院において行った事業改革についてとりわけ共時的な視点から相対化してその論点を整理し、意義づけることで、カトリック思想家であった岩下の固有な救癪事業の実際とその思想を明らかにしてみたい」[237]とのこと。これをいいかえると、「岩下が行った施設・設備および事業の維持管理等の体制面における整備と経営資金問題に焦点をあて、その実際と思想について、それが問題化する社会的背景にも迫りながら検討してみたい」[238]となる。章の課題が複数の箇所を示され、それらが微妙に異なっている。

ここであらためて、本書の課題と方法を確認すると、前者は、岩下壮一の「救癪実践」と「救癪思想」を明らかにすること、そのための後者に、岩下を媒介として国家と「患者」との関係を考えることがおかれた。ただ後者も方法というよりは明らかにすべき課題であって、本稿16ページでみたところからしても、上記2点が本書の課題といってよい。そうしたとき、第Ⅱ部第2章はそれらの具体相を論じる重要な箇所となる。

この章の第2の節「岩下による救癪事業改革の実際」では、岩下が神山復生病院院長に就任したあとでおこなわれた調剤と注射をめぐる変更がとりあげられている。それらの担当者を「患者」から「看護婦」にかえたのである。これが、前者にとっては「ひとつの重要な既得権」[249]の侵害となった怖れがあること、他方で「特定の患者が調剤業務を独占

すること」による「患者間」の「不平等」が解消された可能性があること、また薬の配給にかかわる偏りが是正されたのかもしれないことに、ごくかたんにふれられるにとどまり[249]、岩下または病院と病者とが接触する場の考察が深められはしなかったのである。

この節では、病院内での「患者の生活」への言及もある。「岩下が癩病院の患者処遇において最も神経を使ったことは、おもに文化面における施設の社会化の問題であった」[250-251]という。「娯楽室」の設置、「野球」の導入がとりあげられ、「患者が主体的に参加しやすい機会を設けることで活動意欲の創出を図った」[251]、「新しく入院した患者に対して〔野球への〕参加を促すことで、療養生活における意欲向上の効果が顕著であったし、また岩下も患者処遇でこの方法を積極的に活用したという」[251-252]と記されている。

ただし、前者にかかわって、「患者互助会「愛徳会」も娯楽奨励の目的をもっていた」と後注で記されはするが[269]、「娯楽室」であれ「愛徳会」であれ、それらを当事者である病者自身がどのようにみていたのか、それらをどう活用したのか、それによって病者自身がなにになっていったのか、はまったく論じられていないし、後者についてはたったひとつだけ、「患者の代表的な声として、野球は患者が「絶望から立ちあがる杖となり、踏み台」となったという」[269]との史料が転載されているだけ（しかも後注で）で、読者はこれが「患者の代表的な声」なのかどうか判断ができない。

もうひとつ、「未感染児童の保護」（その名称の適否はすでに示したとおり）も、岩下なり神山復生病院なりにおける重要な事業である。だがやはりそれについても、当事者の「声」は聞こえてこない[252]。

第Ⅱ部第2章の第3の節「事業推進の基本的な考え方」では、「岩下の社会事業経営観」[261]「岩下の事業経営における財政観」[263]についての記述があるが、こうした「観」をとらえることと「間主観性」を論じることとの関連がよくわからない。この章の末尾におかれた「結びにかえて」では、「宗教社会事業の意義が問われる時代状況の中で、岩下は時代の思潮にそぐわない前院長の経営方針を改め、同時代人の社会的承認が得られるような、つまり宗教が社会の変化をも組み入れて総合化を図ろうとする宗教社会事業のあり方を目

指した」[268]とまとめられている。すでに本章の課題でもそうだったとおり、ここにいう「同時代人」に入院者はふくまれていない、とみえてしまう。「岩下壮一による事業改革の実際と思想」(章題)を論じる箇所なのだからそれで充分、とかたづけるのもよいが、それでは「間主観性」という観点?方法?視座?はどこへ行ってしまったのだろう。この章はそれを論じる範囲外というのであれば、それでもよい。ただしそうした「使い分け」の表示は必要。

■第3章

のっけから「天皇制」の語に注がついていて[271]、たじろぐ。わずか17行の本章「はじめに」のなかに1つだけ、「」がついた天皇制の語がある。やはり「」の意味がわからない。2回登場する「民衆性」の語には、最初の語に「」と注がついて、つぎの語にはなにもつかない。天皇制と民衆性の論じ方?記し方?の違いがわからない。接続詞もなんだかわからない。「本章の問題視角は、時代的要請として国民統合のために求められる、次元を異にした二つの要件にある。すなわち「権威性」と「民衆性」に、岩下壮一思想はどのように応答しようとしたのか、という問いが本章の主題である。／ところで、思想家としての岩下は、また実践家としての側面も同程度にもち合わせていた。岩下の思想においては、天皇制のもとで権威性と民衆性が一体的に把握され、それを受けて社会事業実践として具体化されていったのである。／本章では、こうした視角から」云々[271-272]と呪文がつづく。

やはりわたしには、「ところで」以下の1文に記された内容は、「視角」(『広辞苑』第6版によると、「物体の両端から眼に至る2直線のなす角。眼で見た大小は、視角の大小による」の方ではなく「視点。観点」の方)や所与の前提なのではなく、論証すべき課題だとおもう。

「対外的には岩下の主張は過激な右傾集団や国体思想に乗じた絶対隔離主義者たちがもつような、皇国史観を背景にした排外的なナショナリズムに基づく祖国浄化論ではなかった。岩下の主張は、基本的には同胞主義を基礎にもつナショナリズムとコスモポリタニズ

ムが一体的に共存する思想であった」[291]ととなえられても、史料（「テキスト」でもよいが）がふまえられていないので、その適否を読者は判断できない。このまえのページに転載された岩下の稿は、「自分の家の病人を外国人に世話させて平気でいて、我々の国民的良心は恥づかしくないものでせうか。この国辱から皇室の御仁慈が国民を救うて下されたのである。我等はこゝに覚醒して一日も速に癩問題を解決しなければならない」[290]という文章である。ここにどうすれば「コスモポリタリズム」を読みとる余地があるのか、わたしには皆目見当がつかなかった。むしろこの文章に排外意識や国粹意識を感じる向きもあるとおもう。「岩下の主張は、基本的には同胞主義を基礎にもつナショナリズムとコスモポリタリズムが一体的に共存する思想であった」というための史料（「テキスト」でもよいが）が、本書のどこにあるのか？。第1章と同様にこれは「論」ではない。

ただ本章の第5の節「奉送の実践思想」で知らされる出来事は重要だとおもう。それが、1933年に貞明皇太后が沼津から東京へもどるときの、神山復生病院の入院者、職員、岩下による「奉送」である。東海道線が同病院の敷地を走っているの、そこで見送りたいとの要望がだされた。岩下が関係各方面に嘆願したという。見送りの場所が指定され、人選がなされ、およそ30名が見送りをすることができた。

この出来事を著者は、「岩下の皇恩への応答が癩患者の民衆性から発信され、またそうした患者のもつ民衆性が岩下を介することで天皇制国家における権威性とその下部構造において主体的に一体化したこと」[292]の証左とするというのである。

この見送りに「至るまでの経緯について、岩下自身の説明から引用してみたい」[292]と転記された史料が、財団法人神山復生病院編『感謝録』（財団法人神山復生病院、1935年。この書誌情報は本書「参考文献一覧」による）収載の岩下自身の執筆になる「皇室の御仁慈」と題された稿である。これは現在、藤野豊編『編集復刻版 近現代日本ハンセン病問題資料集成』（戦前編）第4巻（不二出版、2002年）でみられる。きちんと書誌情報を示すと、編著者は記載なし、発行者は財団法人神山復生病院代表者楠豊吉、発行は1935年。残念なことに、この岩下の稿の転載において少なくとも8か所に転記ミスがあった。本書に

おけるほかの史料転載箇所を原文と照らしあわせていないが、だいじょうぶか。

また、この見送りをめぐって岩下が静岡県知事になどに宛てた嘆願書が後注に転記され、それを「極めて短い事務的なものではあったが、そこには天皇を代表とする「公」が体现された「公共」として、官と民との信頼関係に基づく周知の共通認識が含意されていた」[295]ととらえている。さきの岩下稿といいこの嘆願書といい、これらをめぐる史料の解釈の文章がどうにも理解しづらい。この嘆願書全文を本書に転載されたところでみよう[307]。

皇太后陛下に於かせられては畏多くも本院に対し常々御仁慈の御思召を以て難有御沙汰有し候段職員患者一同感激措く能はさるところに御座候就ては近日東都へ御還啓の際には感謝の微衷を表する為、本院附近の鉄道線路にて公衆に迷惑を及ぼさざる地点を御撰定下され本院軽症患者約三〇名奉送の儀特別の御配慮を以て御許可相願度御参考に迄附近略図相添へ及嘆願候也

——確かに「極めて短い事務的なものではあった」とはいえようが、「そこには天皇を代表とする「公」が体现された「公共」として、官と民との信頼関係に基づく周知の共通認識が含意されていた」とどうやれば読めるのだろうか。なお後注では、「「天皇」と「公(=官)」と「公共(=民)」の関係概念は、鈴木正幸の天皇制論を参考にした」[308]とも記しているのだが、そうした概念云々よりも史料の読解にとてつもない不備があるのではないか。史料の転記といい読解といい、これはひどい。

「患者の奉送要望の高まり」については、史料の一部しか転載されていないので、その全容を読者は知ることができない。もうそれはおくしかないが、要望に対して、「こうした患者の現実から隔たったとも思われる請願に対し」[296]とは、だれの感慨、感想、見解なのだろうか？。べつにまとめて記すとおり、本書にはこうしただれのものかよくわからない感慨、感想、見解、意見が散見される。それもここではおくが、この請願に対して岩下は、「屈したのではなく「最早座視して居られず」という認識に至ったことからすると、卑屈になっていた患者の国民化欲求を奉送という社会的実践へと具現化させることを承認する基本的パースペクティブを、すでに岩下自身もっていたに違いない」[296]ととらえて

みせる。ここに注がついて、後注では「T氏は、患者の積極的な請願に「ほだされた」と岩下の説明とほぼ類似した表現を用いている。このことから、患者の感情（社会的要求）を承認したことは、岩下の実践への起動力がすでに内的に準備されていたとみてよいであろう」[308]と記されている。

「違うない」「みてよいであろう」——甘い論証だ。「ほだされた」と「ほぼ類似した表現」といえる「岩下の説明」がどれかよくわからない「卑屈になっていた患者」とは、いつのようすなのか、そう判断する根拠はなにか、それはどこに明示してあるのか。さきの引用のすぐあとに記された、「癩患者ゆえに一般人ならば当然に保有している社会活動の機会さえも承認されない現実」とは、神山復生病院入院者にかぎられるのか、すべての療養所に生きる療養者にもいえるのか、そう断じ得る根拠はなにか。

第3章第5の節の末尾におかれた段落を転載しよう。

一九三〇年代の癩患者にとっての社会状況に応じた最善的生活は、「皇民」としての国民的・民族的アイデンティティを獲得するための要求を満たすことで確保し得たといえる。それゆえ、岩下の援助における実践思想は、単に服従や抵抗というような権威への被支配者的応答とは異なった、患者自身がつもつ国民国家への帰属要求を重要な本性的欲求と見定めて、彼らのそうした民衆性を主体化させることを目標にするものであった。それは、観念としてのカトリシズムの中には容易に見出しにくい、トマス思想におけるひとつの核心的な実践思想にあたるものと言えよう。

——要求はどのように、だれによって満たされるのか、なにが、どのようになれば、アイデンティティを獲得したこととなるのか、民衆性を主体化させることとは、なにが、どのようになることなのか。

本書著者は、自分が利用する史料（「テキスト」でもよいが）をきちんと転載し、読解しているのだろうか。たとえば、皇太后見送りをめぐるさきの岩下稿には重要な表現があるとわたしはおもう。わたしの史料読解の一端を示す。（史料引用は前掲資料集成から）

まず主語——「私共は」「私達は」「院長は」「私は」に着目しよう。その主語のもとに、

こつぜんともうきん

「私共は日蔭者の淋しさをひしひしと胸に感ぜぬ訳にゆきませんでした」「私達は世にいまはしき伝染病患者の故に平常は軽症患者が伐木採薪の作業に出掛ける院所有地に於てさへ奉迎は許されません」と記される文で、稿執筆者である岩下はみずからを「日蔭者」「伝染病患者」の集団にくわえている。この稿で岩下は「院長は一同のこの心を黙殺するに忍びませんでした」と記すのだから、「私共」や「私達」を主語とする文で彼は、入院者との一体化を自覚しているわけではないのだろう。「百有余名の親代りとして、院長は」とも記しているのだから、ここには父性にもとづく関係（paternalism）になぞらえた結合があらわれているのだろう。

こうした史料にあらわれた言葉、文言、章句に注意をはらい、そこにあらわれる心性、関係性、それが表象するものをとらえ、さらに史料をひろげて議論を展開してゆくことが研究の手順なのだとなしはおもう。本書はそうした準則からはずれて史料のあつかいも、論述の展開も疎かになり、読者には理解がむづかしい文章によって主張が構成されているのである。だからわたしは呪文だといったのだ。

■第4章

本書の「総論」に位置づけられた第Ⅰ部では、いくつかの議論が「各論」という第Ⅱ部にさきおくりされていた。第Ⅰ部と第Ⅱ部は、「どちらから読んでいただいても理解できる構成になってい」[xi]ないのだ。

① 「昭和戦前期の全体主義イデオロギーのもとでは、カトリック信者がキリスト者としての自己の完全化を図りつつ抑圧された社会の中に順化して生きようとするうえでは、自己のアイデンティティのあり方を模索せざるを得ない状況にあった。岩下が主張した「祖国浄化」は、そのような中で提示された主張であった。このことは、同様に自己の安定化を図りつつ（別の意味で）抑圧された社会に順化して生きようとした癩患者たちにも通じるものであった（本書第Ⅱ部第4章を参照）」[113]。

② 「辞任の半年ほど前に患者自治会からの批判と不満の要求を受け、「一〇年間も共に暮したのに、癩者の気持を分かることが出来なかつた」と嘆いていた岩下にとって、「そろそ

ろ潮時」との思いで第一線を退くことを考えたとしても不思議ではない〔神山、一九五五：二六〕（この点については、本書第Ⅱ部第4章で分析している）」[156]。

③ 「事実、岩下が〔院長〕辞任を決めた理由の一端に患者たちへの消し去れない不信感があったことはほぼ間違いない（この点については、本書第Ⅱ部第4章で検討している）」[160]。

④ 「つまり、患者たちは岩下からの感化によって自らの〈主体化〉意識を高めており、それとともに社会への帰属欲求もかつてないほど高まっていたのである（この点については、本書第Ⅱ部第4章で論じている）」[161]。

第Ⅰ部から第Ⅱ部へとさきおくりされた事項を確認したうえで、第4章の課題をみよう。それは、「岩下の救癩活動に関わる援助実践の思想を検討しようとするものである。その際、〈権威〉の視点から岩下の患者に対する指導性に着目してみていくことにしたい」[310]。ここでもくりかえさざるを得ないが、当然のように、権威の語につけた〈 〉の意味がなにかはわからず、それが説かれてはいない。「着目」は「気をつけて見ること」なので、指導性を気をつけて見てみていくことにしたい、ということか。

まず第1の節「癩患者のワーカビリティ傾向」では、あっ、気づいたからここで記しておく、この節がはじまる311ページには、「ワーカビリティ」「クライアント」「パーソナリティ」「ホスピタリズム」「アイデンティティ」とカタカナ外来語が頻出するが、本書では1冊の英書も参照されていない（ドイツ語、フランス語の文献も）、またこの章では「アイデンティティ」が鍵概念になるようなのだが、「天皇制」にも注をつける著者なのに、「アイデンティティ」には注も、参考文献もなにもつけていない。こういうときは、E.H.エリクソン（五十嵐武士訳）『歴史のなかのアイデンティティ—ジェファソンと現代』（みすず書房、1979年）をあげるだろうにとおもって「参考文献一覧」をみたら、エリクソンの『青年ルター』があがっていた。いや、よくみたら第Ⅰ部に登場する人物についての傍注でエリクソンがとりあげられ、そこに「アイデンティティ」概念を提唱した」[119]とあった。でもここでの主題が「アイデンティティ」ではなかったためか、その周辺の本文に「アイ

デンティティ」の語はみえない。

第1の節にもどると、岩下の指導性を論じるまえに、「入院中の癩患者のワーカビリティ」を把握する必要があるという[311]。ワーカビリティとは、「クライアント自身がつ、問題解決に向かう能力と援助を受けようとする意識」とのこと。

ここで著者は、国立療養所長島愛生園に勤務した精神科医の神谷美恵子の著書を参照して、「患者たちは年齢、在所期間、身体障害度が増すに従ってあきらめの心境に傾きがちであったという〔中略〕また、大部分の患者に未熟さ、自閉、精神的視野の狭窄、拒否的態度等のホスピタリズム(=施設病)の傾向がみられた」との彼女の観察をうけて、「つまり、この調査結果からわかることは、患者は癩および癩療養所での入所生活という現実の前に、自己のアイデンティティを構築できないでいる傾向にあったといえよう」[311]と断じている。ここにいう「患者は」とは、どこの、いつのそれを指しているのか。引用部分に明らかなおと、著者が参照した神谷の議論には限定がついている。そのかぎりでの国立療養所長島愛生園の「患者」なのか、神谷の観察を参照してそれがあてはまるとおもわれる神山復生病院の入院者を指しているのか、それともすべての国公立、私立の療養所にいる療養者のことなのか。それに、著者が参照した神谷の議論から、「自己のアイデンティティを構築できないでいる傾向にあったといえよう」という点がなぜ導きだされるのか。

ついで改行のうえ「ところで」と議論をかえて、「既往の権威主義的パーソナリティの研究によれば、権威の受け手に共通のパーソナリティ傾向は、「安定した自我の不在」であるとされる〔中略〕権威主義的パーソナリティとは、外在的な権威から影響を受けやすい人のパーソナリティである」と、ある文献を参照したうえで、「それゆえ、入所中の癩患者は一般に自我の問題により権威からの影響を受けやすいと考えられる」[311]とこれまた断じている。「一般に」というからには、ここにいう「入所者中の癩患者」に限定はついていない。「自我の問題」というのがさきの「自己のアイデンティティを構築できないでいる傾向」を指すのだろう。だが、なぜ、「それゆえに」と議論を展開できるのか。

さきに記したある文献とは、『〔縮刷版〕社会学辞典』(弘文堂)である(書誌情報は省略)。

このあたりでは以下同)。本書ではこのとおり、ほかにも『岩波キリスト教辞典』(岩波書店)が使われている。わたしは大学の学部1年生のときに、論文を書くときに辞典や辞書からの引用はおこなわないと教わった。もちろん参照まで不可ということではない。その後の勉強をとおして、それもやり方しだい、絶対に不可とはいえない、と学んだ。それでも本書での用い方はまちがっているとおもう。やはり辞書、辞典以外の適切な文献をあげるべきだ。

それはともかくも、神谷や辞典を参照して、ハンセン病にかかったものは「自己のアイデンティティを構築できないでいる傾向にあった」、「権威からの影響を受けやすい」となぜ記せるのだろう。わたしにはきわめて乱暴な議論で、とても不思議にみえる。療養所に残された史料を少しみれば、そうではない療養者の営為が療養所内にあったことがすぐにわかる。

このすぐあとに著者がおこなった「聞き取り」の内容があげられている[312]。

実際、神山復生病院の入院(元)患者であったT氏によれば、癩の効果的な治療法がない当時あって、社会復帰の可能性がない厭世観から院内には「どうせ治って出られないのだから、いつお召しがあってもいいように準備しておく」という不文律があったとされる。

とのことだ。だから「アイデンティティを構築できないでいる傾向にあった」といえるのだ、ということなのか、だから「権威からの影響を受けやすい」と指摘し得るのである、といたいのか。しかも後注で「なお、召しの準備とは臨終の際に必要な儀式を受けられるように生前からカトリック信仰を確かなものにしておくことを意味していた」[328]と説かれているのだから、これは覚悟や毅然とした備えとどういう態度なのではないか。乱暴な展開だ。まったく議論や論述の体をなしていない。これは、過去に生きた療養者に対する暴力である。著者は紙上で療養者の生を凌辱している。

わたしは、療養所に生きた子どもたちのなかに、どうせ治らないのだから勉強してなになるのか、といった諦念や嘆息があったという記録を知っている。生きることをみずか

ら断念した療養者がいくにんもいたことを知っている。そうした事実を隠そうとおもわない。ただそれらの知識や情報から、療養者の主体性が脆弱だったとか、アイデンティティが未成熟だったとか、自我が崩壊していたとか、自己を確立していなかったとかいう気がしないだけだ。理由はかんたんで、それらの知識や情報から、脆弱、未成熟、崩壊などが論じられないから。わたしは療養者を神聖不可侵と祀りあげているのではないし、擁護しなければならない対象（にすぎない）ともおもっていない。史料に即してなにを議論するのかに注意をはらっているだけだ。

第2の節「岩下における権威の根拠」も、なにをいいたいのかがわからない。冒頭には、「一九三〇年一月に岩下が院長に就任してまもなく、患者に「病者の心得」という指針を与えている。これは、重態になった患者がとるべき行いについて述べたものであり、岩下の〈権威〉の象徴ともなっている」[312]というのだが、全8項目あるというそのなかから転載された心得の第1と第5をみても、その内容が「岩下の〈権威〉の象徴ともなっている」とは読めない。心得そのものが、それを提示したことそれ自体が、「岩下の〈権威〉の象徴ともなっている」ということなのか。

ここでは「罪の罰」について説きたいようで、「前者〔原罪〕は癩が（当時）不治の病である根拠として岩下が認めるところである」[313]（岩下は、癩が不治の病であることの根拠として原罪をあげていた、岩下は、癩が不治の病であるのは原罪ゆえと認めていた、と書いてはだめなのか）。原罪はキリストの救いによってのみ赦される、「それゆえ、原罪がもたらす「罪の意識」を自ら認めてキリストの贖罪に頼らなければならないという主張が正当化される。そこに神の前に謙遜に跪く意味で「悔い改め」の態度も求められることになる」[314]というのだが、だから、そこにこそ「岩下における権威の根拠」（第2の節題）があるといいたいのか。

なお、「神の前に謙遜に跪く」とは、おかしい表現ではないか。謙虚に跪く、とするところをまちがえたのか、蹲踞して躓く、か？

どうも議論は、「癩患者」はアイデンティティを構築できず、権威に頼る傾向にある、岩

下は不治の癩を原罪と説いたことで権威を得た、その権威とはなにか、と展開しているようだ。

第3の節では、「援助関係における岩下の実践の特徴」が5点あげられている。ここでは当事者である入院者が執筆した稿、入院者への「聞き取り」が活用されている。ただしその肝心の内容は後注に送られてしまい本文では検討されない。それはともかく、入院者のあいだでおこなわれた「岩下の実践の特徴」がせつかく提示されながらも、それをふまえて、「つまり、岩下の権威は、基層をなす形式性の強い宗教的権威に、①～⑤の実践原理が重層的に加わったことで患者との信頼関係が構築され、ひいては患者の自由意思による権威への帰属化が促進されたのである」[314-315]と記されても、わたしは納得できない。「患者の自由意思による権威への帰属化が促進された」ことが論証されていないからである。促進された、といい得る史料はどれなのか？

だんだんと記述の不可解さが増してゆく。「それゆえ患者にとって岩下は、癩の罹患により一旦失った自己のアイデンティティを再構築するうえでの代理強化のモデルになったと判断できる」[317]というとき、「患者にとって」そうだったと述べるために必要な「テキスト」はなにだと著者は考えているのか。「それゆえ」の語のまえには、岩下が院長かつ司祭という「公人」（原文にも「 」つき）であり、「かつ哲学者・神学者、さらに「士族」出身の資産家の家柄」[317]（なぜ士族にのみ「 」がつくか不明）なので、「患者にとって、これらはまさに〈社会性の象徴〉であった」と記され、「それゆえ」とつづくのである。

また、「判断できる」のところに注がつけられ、後注では岩下の「右下肢に障害をもっていたこと」「知名度の高い」[330]ことがあがっている。そうした岩下の事情や属性や立場や職能だけで、「患者にとって」という議論がなりたつのか？、いや、なりたない。「患者にとって岩下」が「自己のアイデンティティを再構築するうえでの代理強化モデルになった」というには、「患者」が発した言葉や論理が必要となるはずだと、わたしは感じる。

ここでもまた1933年の皇太后見送りがもちだされ、それが「岩下の影響を受けて、患者たちの社会化意欲は高かった」[318]ことの証左とされている。これでは少なくとも神山復

生病院の入院者たちは（療養者一般ではない、ということ）、岩下がいることで、岩下にふれることによって、岩下からのさまざまな所為をうけることによって、岩下が院長である病院にいることによって、はじめて、「社会化」した、そうし得た、そうする可能性を得たこととなってしまう。

ここでわたしは、国立療養所長島愛生園などに生き、そこで死んだ明石海人が記した1文を想起した——「深海に生きる魚族のやうに、自らが燃えなければ何処にも光はない」（『白描』改造社、1939年）。本書の呪文よりよほどわかりよい。みずからを生きるとの宣言である。

本書にもどると著者は、「つまり、従来客観的にも主観的にも社会性を抑圧されてきた患者への援助目標は、「社会化」意識の回復に向けられたのである」[318]（6行まえの「患者たちの社会化意欲」の社会化には「 」がついていない。意味不明）という。「患者」が「従来客観的にも主観的にも社会性を抑圧されてきた」とは、その具体相をどうみているのか。

わたしは、療養所に生きる療養者たちが、外の世界を「社会」とよんでいたことを知っている。ときにその語は、療養所内であっても、医師や職員が暮らし働くいわゆる「無毒地域」をも指すことがあったと知っている。療養者自身が、かつて生きていた「社会」から強制であれみずからの意思であれ、離れていることを自覚している。そのうえで彼ら彼女たちは、療養所のなかの自分たちが生きる場に〈社会〉をつくろうとしていた、それをつくったのである（こういうときに〈 〉を使う）。療養者たちはくふうをこらしてその〈社会〉をみずからにみあうようにつくり直し、しかしどうにもその調整がうまくゆかないばあいにはそこに生きざるを得ない苦渋を味わい、また、その〈社会〉にすら適応できずにそのまた外に生きるものを見送ったり無視したりしてきた。療養者たちはそうしたようすを、その軌跡を記録したり、また記憶にとどめるだけだったり、あるいは忘れ去って生きてきたのである。わたしたちはそれらをつぶさにたどり、丹念に考えてゆく専門家なのだとおもう。

本書はそうではない。本書に転載された岩下自身の言においても、「^{〔マ〕}二〇世紀の今日小さ

いながら隔離せられた独立の世界である癲病院」[322]ととらえていた。だがその「世界」を説こうとする意欲は本書にほとんどない。互助であれ自治であれそれを入院者が担う「愛徳会」についての記述はとても薄い。本書は「岩下壮一の生涯と救癲思想」を記しているのかもしれないが、そこには神山復生病院入院者やそのほかの療養所に生きた療養者の生はほとんど記録されていない。いや、書名副題は入院者も療養者もそれらを描くとはうたっていないのだから、これは、ないものねだりだった。

ただ、では第Ⅱ部序章にかかげられた「間主観性」とはなんだっただろうか。ここであらためて気づいたことを記すと、不思議なことに第Ⅱ部の第1章から終章にいたるまで、その語はただの1度も登場しないのだ。終章には「間主観的」の語が2回記されている（例によって1つには〈 〉[362]がつき、1つにはなにも括弧はつかない[373]、その意味不明）。理由は簡単明瞭。序章と終章はおもに博士論文の一部を加筆、修正したもので、第1章から第5章まではそうではない大学紀要稿などだから。序章、終章（2010年、一部2003年、同2007年）と、第1章～第5章（2003年～2008年）とでは執筆時期が違うのだ。後者については初出稿を「加筆・修正」せずに収載したようで（「加筆・修正」したと記されていない）、両者のあいだでずれが生じたとしても、それを補正しなかったのだろう。

また第Ⅱ部第5章の題目をみると、まず章題が「岩下壮一における患者観の形成」、その第2の節題が「岩下の患者観に投影された「個人」と「国民国家」、第3の節題が「岩下における患者観の原型とその変容」、第5の節題「岩下の患者観を支えた思想的源泉」、第6の節題「岩下の患者観にみる〈分〉の実践思想」となっていて、著者は素直にも、率直に、記す内容があくまで、岩下の「観」、岩下における「観」だと明示していたのだ。第5章の内容を検討するまえにここに断言すると、これは「間主観性」などということではなく、あくまで岩下による、岩下からの「観」である。

題目だけみなおしても、たとえば、第Ⅰ部第2章には、節題にあたるどころに「岩下が代弁したカトリックの戦争観・国家観」と記してあった。やはりここでも「間主観性」などではなく、岩下を「代弁」者にとらえたうえでの「観」であり、ごくかんたんにいえば、

こつぜんともうきん

岩下がどうみたか、考えたかをまとめてみたにすぎないのである。本書はそういう「思想史」なのだ。

さて、本書第Ⅱ部第4章にもどろう。「患者の社会化」である。ここに1つの重要な出来事が記録されている。神山復生病院入院者が岩下の許可を得ずに院外に「自身の創作作品を送ろうとしたことを理由として退院を余儀なく迫られた」[318]という。著者による当人への「聞き取り」によると、岩下は「明確な理由を示さずに、「自身に問うてみるように」と言うに留めたという」[330]。ここに急ぎつけくわると、いくつもの箇所、著者はなぜ当事者の言を後注にまわして本文に記さないのか。それはともかく、著者この出来事とおして、「岩下が患者に認める復権〔なのに「復権」なのか明示なし〕はあくまでも病院の主権者である院長を介しての範囲に限定されていたといえる」ととらえ、その理由を「基本的には軍国主義政策のもとで患者を優生思想の外圧から保護するためであったに違いない」と断じている[318-319]。この展開が理解できるだろうか。

ここではすぐに「しかし」と記述が展開して、「しかし、その背後には歴史・社会的な規定力を排除した岩下の依拠するカトリシズムにおける身分階梯を是認する思想〔中略〕が、患者の突出した社会化の芽を摘む抑止力として機能していたのではないか」[319]と記されている。また後注があり、「実際、岩下は（とくに院外において）しばしば人の「分際」という言葉を口にしたとされる」[330]と示された（これは著者による「聞き取り」ではない）。ついで、「いずれにせよ」と記述が展開して（なんだか接続の言葉がへん）、「いずれにせよ岩下の認める患者の社会化を支持する限界点は、患者を外的な圧迫〔外圧でいいじゃん〕から保護するに可能な範囲であるとともに、実際には岩下と患者が権威関係で完全に結ばれる範囲に留めおかれたといえるのである」[319]とのこと。

するとすでに著者が示していたところからすると、「患者」はアイデンティティの構築ができず権威に頼る傾向があり、権威となった岩下が「患者」がアイデンティティを再構築するときのモデルとなったので、退院という重大事であっても岩下の命令にしたがった、ということか。当然のように、ここに「患者」の意思は記されない。著者は「聞き取り」

の場で、この出来事をどうおもったのか、と話者に尋ねなかったのだろうか。

岩下の「指導性の限界」があり、その「権威の衰退」もあったようで、第4章第6の節以降でそれが記されてゆく。この点は、さきに本稿47-48ページに記した、いわば本書第I部の宿題②③にもかかわる。

②③は同一のことがらとなる。岩下の院長辞任とその背景の考察である。

神山復生病院には「患者全員の自治会組織である「愛徳会」」[319]があったというのだが、それは「患者互助会「愛徳会」」[269]とは、なにか違うのだろうか。「愛徳会」なるものようすがまるでわからないのだが、ともかく、その会の名で1940年2月に「病院運営に関する岩下への批判と不満が文書で提起された」という。ここでは、本書著者ではないものがおこなった「元患者からの聞き取りによりこの事件をまとめ」たものをさらに「要約」して示しているので、その文書の内容（どうも後注によると文書そのものは残っていないもよう）も事態も正確にはわからない。

本書著者は、「この事件の背景は、患者たち自身の社会化＝社会的成熟による、当然〈庇護〉的なものから〈自立支援〉的なものへと援助要求の質を変えていったところにあると考えられる」との推測をみせている[320]（当然のように史料による論証はない）。この記述がある第4章第6の節のまえ、第5の節の末尾には、「岩下の依拠するカトリシズムにおける身分階梯を得認する思想〔中略〕が、患者の突出した社会化の芽を摘む抑止力として機能していたのではないか〔中略〕いずれにせよ岩下の認める患者の社会化を支持する限界点は、患者を外的な圧迫から保護するに可能な範囲であるとともに、実際には岩下と患者が権威関係で完全に結ばれる範囲に留めおかれたといえるのである」[319]と記してあった。

319ページと320ページとでは、「患者の突出した社会化」と「患者たち自身の社会化」をめぐる事態の変化が説かれているのか。

それはともかく、「ホーレンらが〔中略〕指摘するように、問題が顕在化する前に自身と患者の感情を安定化させる対策が望まれたのである」[320]というが、ホーレンら（どういう研究者かその著作の内容がなにかわたしは知らないが）に依拠しなくても、それくらい

のことはだれでもいえるだろうに。われわれにみぢかな友人や夫婦のあいだの仲違いだっ
てたいいそうだろう。それもともかくも、著者が想像する「要因」は、「直接には援助関
係の亀裂を早期に修復できなかつたことであろうが〔くりかえせば、われわれにみぢかな
友人や夫婦のあいだの仲違いだったいいそうだろう〕、とくに岩下の感情変化と関わら
せて考えてみると、患者たちが問題意識を生起させる素因が岩下の内面に存在していたと
推測できる」[321]とのこと。「岩下の感情変化」の具体相がわからないが、単純に言えば、
岩下の方にこそ原因があつたということか。ただ、つづいて、「つまり、岩下の援助者とし
ての「自己覚知」を阻んだ内的要因があつたと考えられる」[321]と記されるとよくわから
ない。自分で気づかなかつたという、これまた彼の方に問題があつたのよ、ということか。

正直にいおう。もうこのあたりの記述もよく理解できない。ごくかんたんに整理をする
と、「救癲実践」と信仰や「哲学・神学」とのあいだにある「犠牲観」がかわつた、とい
つていふようなのだ。これでよしとしよう。「客体としての〈犠牲〉観から自身がまさに実践
の主体者であると自覚する〈犠牲〉感への変化を伴っていたとみられるのである」[323]と
記されても、しかも、「観」と「感」に傍点まで打たれても、よくわからない。説得力が発
揮できるように著者が努めて書くことと、読解力を駆使して読者が務めとして読むことと、
どちらが勝るか。

「権威の衰退過程」と題された第7の節冒頭で著者は、「社会的成熟」についてホーレン
たちの見解を参照している。「既往の心理学研究の成果から成熟度の低い段階の対象には外
的規制型の処遇、成熟度の高い対象には内的規制型の処遇が有効であると指摘している」
[323]とのこと。そのつぎの展開が、わたしは気になる。

これを〔さきの引用部分〕岩下と患者との関係でみると、前述のとおり岩下の患者への
指導は基本的に「内的規制型」に徹していた。それゆえ、本来ならば彼の指導方針と患
者の社会的成熟による要求変化の方向とが一致することで、安定した関係を維持するは
ずであつた。[323]

——まず、前述したという「内的規制型」。これは、314 ページで「援助関係における岩下

の実践の特徴」としてあげられた5点のうちの1つ。そこには注がつけられ、後注には、「この点は指導者としての岩下もっていた患者周知の特徴であったという。たとえば、〔中略〕「ほんとうに神父様は、勉強する者がお好きのようでした。ある時、神父様が私に『何が好きか』と云われたので『化学です』と答えると、間もなくして一冊の化学書を与えられ、一週に一度、かゝらず勉強した所を試験されました。ところが、ふとした週に、神父様に無断でその試験を休みました。すると、それぎり神父様は、再び化学書のことを云われたことがありませんでした」〔330〕と記されている。これが「内的規制型」か。

本来であれば、「内的規制型」に徹するという岩下の指導方針と、「患者の社会的成熟度による要求変化の方向とが一致」していれば、「安定した関係を維持」できた。だが——ところが、岩下の追悼座談会の席で「〔岩下が〕『一〇年間も共に暮したのに、癩者の気持を分明ることが出来なかつた』と云われたとか」と、述懐する一患者の言からして、岩下は患者の要求変化を十分に認識していなかつたと理解できる〔232-324〕

くわえて、「日ごろ自身の感情の発現を抑制していたことで、患者たちにしても岩下の〈権威〉行使の真意を測りかねる結果になったのである」〔324〕ともいう。「患者の社会的成熟度」のことはどこへ行ってしまったのか。たんに、岩下が「癩者の気持」をわからなかつた、ということなのか。

「つまり、岩下の一部の患者への不信感が契機となり、また予想を超えた患者の社会化意識の進展〔社会的成熟度が高まった、といえよ〕により、患者の選択に関わる〈自由意思〉は、対抗する二つの岩下像——すなわち、岩下と患者の関係における〈結合〉と〈分離〉というアンビヴァレントな二像——の影響力のせめぎ合いによって行き場を失うことになったのである」〔325〕。「つまり」ときたからには、まとめになるのだろうが、なにをいいたいのか。「行き場を失うことになった」のは「患者の選択に関わる〈自由意思〉」か、それはなにか。つまりは、岩下には入院者の気持ちがわからなくなり、それが相手への不信感となり、で、なにが、どうなったのだろう。本章の「結びにかえて」を読んでも、よくわからなかつた。

第Ⅰ部からさきおくりされた事項を忘れていた。①④を検討していなかったが、もうよ
いだろう。

■第5章

「岩下壮一における患者観の形成」と題された第Ⅱ部第5章冒頭に、「近代日本救癩史研
究の本質的なテーマは、権力によって関係づけられる患者と国民国家との関係史である」
[333]と意気揚々とした課題宣言ともみまごう文句がかかげられていた。つぎの記述へは、
「それゆえ」とつなげられる。

それゆえ、一般に癩の問題を扱う場合は、このような政治史の枠組み——そもそも人間
は、その公生活においては本質的に政治的主体者である——に基礎づけられて分析され、
記述される

——ここに記されたことは「一般」性をもっているのか、さきの課題宣言は「政治史の枠
組み」なのか（文化史や、社会史はどうなったのか）、—— ———内の表記はここに必要な
のか、がよくわからない。ここにはG・R・エルトン『政治史とは何か』（1974年）を参考
文献として著者はあげているのだが、それを読んでいないわたしには、上記議論が「一般
に」と記されているのか、わからない。

議論の前提となるところなのだから、つづけてみると、「しかし」と逆接の接続詞がおか
れて、「しかし、この問題の内部では、患者の私生活における直接的で対他的な関係史が多
面的に横たわっており、それらが相互に影響し合いながら政治史の領域と接触している」
[333]——「この問題」とは「癩の問題」か、「患者の私生活における直接的で対他的な関係
史が多面的に横たわっており」というときのその具体相、具体事例はなにか、しかもそう
した「関係史」が「相互に影響し合いながら政治史の領域と接触している」ということか、
それはまたどういうことか？

それがわからないと、つぎの、「本章では、従来の政治史の知見に負いつつも〔なにを？〕、
もっぱら副次的な〔どういう意味？〕関係史の視座に立ち、カトリック救癩史の一断面で
ある岩下の救癩活動における患者観の形成について検討してみたい」[333]もわからないは

ずなのだ。でもここには、課題として、たった 1 つの文——本章の課題は、岩下の救癩活動における患者観の形成を明らかにすることである。——を記すだけではだめなのか。

なおさきの引用部分の「関係史の視座に立ち」のところ注がついて、後注には「第Ⅱ部全体がこうした時代認識をもとにして書かれていることは言うまでもない」[356]とある。

「従来の政治史の知見に負いつつも、もっぱら副次的な関係史の視座に立」つということが「時代認識」だったのか??!!、第Ⅱ部の全体にわたることをその第 5 章の冒頭ではなく、第Ⅱ部の冒頭に書くべきではないかということはいうまでもない!!??。

第 5 章の第 1 の節は「一九三〇年代における癩患者と民衆意識」と題されたが、とくに「癩患者」のようすやこの時代の「民衆意識」が論じられているわけではない。「一九三〇年代における癩患者に対する民衆意識」と題したほうが正確で、ここでの主題は「民衆の〔癩〕患者観」[335]といったところだろう。だがここでは、①「高野六郎（当時、〔内務省〕衛生局予防課長）の言説」、②「片野、二〇〇三：一七一一七二」、③小川正子の『小島の春』が参照されているにすぎない。これら 3 点で「癩患者と民衆意識」であれ「民衆の患者観」であれ、それを論じようとするのは無謀、乱暴にすぎる。本書著者のいう「民衆」とはなにか、といてしまうとなにか定義を明示することをもとめているようになるのでこれまで指摘しなかったが、「民衆」を論じるのであれば、もっと用意も準備も必要だったとおもう。「民衆意識」を論じるのに、これまで民衆史や民衆思想研究が蓄積してきた歴大な成果が一顧だにされていない、一瞥もくわえられていないのだ。色川大吉も鹿野政直も（もちろん彼らの著作を）本書著者は読まなかったのか（「参考文献一覧」には彼らの著作は 1 冊もあがっていない）。ほんの少しだけ「民衆性」「通俗道德」への言及があったにすぎない。

この章の第 2 の節には、「癩患者への視点を個人から一般へと相対化させ、現実には非癩者である国民国家による保護を徹底するため——すなわち、祖国浄化思想のコンセンサス形成のため——個人から国民国家へあるいは自由から統制へと、政治的パラダイムを完全なまでにシフトしようとする変換装置であったといえよう」[338]という超難解な文章がみ

える。いや、意味不明といいなおそう。これは、ここだけを切りとったからわからないのではなく、前後を読んでもわからないのだ。「現実には非癩者である国民国家」とはなにをいうために必要なのだろうか。

すぐつぎの記述は、「ところで、岩下はプラトン『国家篇』中の」となるし、すぐまえの記述は「沢野は考察の領域を救癩に関する政治思想に限定しているが、より一般的な政治思想に拡張して論じるならば、それは単に前近代から近代へという欧化主義を意図しただけでなく、むしろファシズム化の基盤としてのナショナリズム形成を目論んでいたと思われる」となっていて、そのまえは「国家観が救癩観にすり替えられたとする沢野の主張は、大衆がもつ国家観を「近代化」の方向へと転換するための便法として救癩が利用されたことを指している」[337]となる。

もう1つあげると、この節の末尾、「それゆえ」というのだから、これまたまとめなのだろう——「それゆえ、岩下の到達点としての患者観は、患者—救癩施設の関係と個人—国民国家との関係との比較視点から、患者の「最善」生活という実践知を求めて帰納され、また演繹された帰結としての産物であったと考えられるのである」[340]——たぶんこの呪文を解けると本書が開くのだろう。

本章の「結びにかえて」に移ろう。355 ページは1段落本文13行の文章が印刷されている。そのなかほどに「つまり」の語がみえる。

つまり岩下は、癩患者となったがゆえに奪われた彼らの〈主体〉を再生させるべく、患者の主体形成の観点——すなわち、自ら宗教的・倫理的に〈内的権威〉をつくること——から患者—国民国家の関係を根拠づける哲学を構築しようとしたのである。それゆえ、こうした検討から岩下を再評価すれば、国家主義の思想を基調として展開された国の隔離政策に岩下が加担していたとする従来の岩下評は、たとえそれが彼の「祖国浄化」や「皇恩報謝」といった言説を論拠にしたとしても当を得たものではないといえよう。——「つまり」以前をみなかったのは、単純にわからなかったから。だって、つぎのとおり記述だもの——「結局、岩下の患者観は、同時代の民衆がもっていた患者観あるいは

プロテスタントのもっていた患者観の検討から明らかになったような〈主観〉的に主題化されたものではなく、普遍的かつ包括的であったという意味で〈客観〉的に主題化されたものであった」[355]。「つまり」のまえであろうとあとであろうと、「結びにかえて」と題された13行の記述から、「岩下の患者観」がなにかは、ついぞわからないのである。わかるようにはなっていないから、「結び」ではなかったのか。ここではたんに、「岩下を再評価」したかっただけにみえてしまう。それもまた、「患者—国民国家の関係を根拠づける哲学を構築しようとした」から「国の隔離政策に岩下が加担していたとする従来の岩下評」を転換できるという論が読みとれなかった。

終章 ようやく終わりにちかづいた。この章は第Ⅱ部のなかでは序章第1の節とともに初出がもっともあたらしい稿となっている（といっても2010年発表だが。ただ博士論文の加筆、修正だからもとは2007年）。

第1の節「思想史の視座と記述の全体性」冒頭で、第Ⅱ部の課題があらためて示される——「「岩下壯一」という一人の投写体に映し出された、主として救癪をめぐる患者と国民国家の関係構造を福祉思想史としてとらえようと試みた」[359]とのこと。おなじ第Ⅱ部とはいえはるか180ページあまりもまえのこととなる本部扉裏面には「被写体としての存在」と岩下をみなしていたので、そこにわたしは噛みついたのだが、ここでは「投写体」となっていて、「被写体」との違いが説かれていない。もっとも、これまでずいぶんとお世話になった『広辞苑』（第6版）には「投射」と「透写」はあるが（「謄写」もある）、「投写」はなかった。両者を混ぜあわせたわけでもなかろうに。そう、ふりかえれば、本書174ページには「岩下が〔中略〕投射される立場にあったこと」との記述があったのだった（本稿22ページ参照）。では、これは誤記なのか、いや、造語なのか、いずれにせよ意味不明だから無視しよう。

「こうした研究方法は、政治史研究においても、また福祉史研究においても、従来ほとんど試みられることのなかったものである」[359]という。なぜ、参照項が「政治史研究」と「福祉史研究」だけなのか、それはわからない。つぎに、「つまり」とつづく記述の展開

が、やはり、どうしても、理解できないのだが、それはもうおくとして、つづけてみると、「つまり、第Ⅱ部における岩下研究が指し示す方向は、前者の研究との比較においては脱実証主義を指し、また、後者の研究との比較においては脱主観主義を指すものである」[359]とのこと。

これはかなり読者を、少なくともわたしを、驚かせる記述だった。だってこれまで本書ではまったく「脱実証主義」なるものが説かれていないどころか、この語はこの本文全375ページの本の359ページになって、ようやく、初めて、登場したのだから。しかも「天皇制」に注をつけるほどに注好きな著者（こういっては失礼か）なのに、この語には注がついていないのだ。いったいこれはなにか？、Post-Positivism のことなのか違うのか？。わたしも、脱構築や脱衣場や奪衣婆（これは違うか）の語は知っているし、それがなにかもちょっとはわかるが、「脱実証」は熟知していない。

ただこれを考えるための、いくらかの手がかりはあった。本書第Ⅱ部序章に「救癩史研究における従来の〔おっ、既往の、ではなかった〕「素朴実証主義」志向を離れて」[183]と著者の姿勢が示されていたのだ。さらに、すでにみたとおり、「しかし、藤野の研究方法である徹底した実証研究では」[194]との藤野豊への批判（いや、非難か）もあった。本書で「政治史研究」というとき、それは藤野の稿を指しているとみてよい。少し気になることは、「素朴実証主義」志向と「徹底した実証研究」とは同義で使われているのか⁴⁾。「素朴」と「徹底」をとりだしてみると、これはどちらがよいとかどちらが劣っているとか比較対象にならない気がするのだが。それはともかくも、「脱実証主義」とはなにか。「素朴」

⁴⁾ 本稿をくりかえし点検していてちょっとわかったかもしれない気になったことがある。例によって「徹底」の意味を調べると「①底までつらぬきとおること。のこる所なく行きとどくこと」「②ある一つの思想・態度などですべての面をつらぬくこと。中途半端でないこと」とある。議論する対象を記述するにあたって、また課題を解明するにさいして、限なく、かつ中途半端でなく実証をおこなうことのどこに問題があるのかとおもい、本書著者の記し方にわたしは憤慨したのだが、もしかするとこれは、実証に徹するあまりに、それは「素朴実証」に陥り、「理論」や「哲学」とは無縁の議論になっている、といたったのか？。だったらそう記さなくてはわからない。しかし「脱実証主義」の説明はない。それは記さなくてもだれもがわかる周知のことなのか？（『広辞苑』では「周知」の用例に「一徹底せよ」があった）。

ではない、「徹底」はしない、ということでもなかろうが。作為のあとがみえる実証、テキストなところにとどめる実証、でもないだろうし。史料を読まなくてもよい、ということでないことはいうまでもなかろうし、よもや実証しなくてもよい、なんてことであるはずはないにちがいないかもしれない。いくら冒頭 4 行めに記されているとはいえ、そこは終章なのだから、しかも説明がないのだから、これでは困ってしまう。

つぎのつぎのページには、「研究対象を誰に、また、どこに据えようとも、前提として研究者自らの分析の視座を明確に提示することが必要であるし」[361]といているし、つづけて、「またそのように条件を措定することの意義についても十分に明らかにしなければならない」[361]といているのだから、それを記したときに、ほんの 2 ページだけまえにもどって、はたして「脱実証主義」について、「自らの分析の視座を明確に提示することが必要であるし、またそのように条件を措定する事の意義についても十分に明らかにしなければならぬ」かった、とはたと立ちどまってみなければならぬかつたといわざるを得ないというようにおもえてならない気がする。もうやめよう。意識が混濁してきた。

一言 わたしは、本書が、書名に「癩菌」の語がつかず、副題に「救癩」の語がなければ、それなりに読むことができたとおもう（理解しやすくなるとはおもえないが）。おっと重要なことを忘れていた、本文でも「近代日本救癩史」などをかかげなければ、とつけくわえなくてはならない。そう、たとえば、「司祭平服と矜持」とか「司祭平服と岩下壮一」（おお、これの方がよい）とか、「司祭平服と哲学・神学の思想」（硬いし、これでは書店の宗教コーナーにならべられてしまう）とか。そして副題が「岩下壮一の生涯」であれば。いや、「岩下壮一の生涯と司祭平服」であればこれひとつで、副題はいらないか。もっともそうした書名と副題で、本文のどこにも「近代日本救癩史」などと記されていないならば、わたしに書評依頼がくることはなかったし、わたしも本書を手にとらなかつただろう。それにしても出版社は（編集者は）、「司祭平服と癩菌」と書名をつけて、それが書店のどのコーナーにおかれるとふんだのだろう。宗教か、医学か。

わたしがどうこうはともかくも、ひとつ指摘すると、本書本文のどこにも「司祭平服」

の語はなかった。それは『広辞苑』（第 6 版）にも載っていない。「スータン」ならば『ブリタニカ国際大百科事典』（電子辞書対応小項目版）にはあった。だからそう一般には知られていない語ということではない。それでも信仰をもたないものには、それがあらず寓意はわからない。また書名は、寓喩、暗喩、隠喩などどういったレトリックを展開する場であってもよいのだから、本文で論じていないことがらや用いていない語を使うことが禁じられているわけではない。

「癩菌」については、本文に記述はある。「癩菌は用捨なくあの聖き霊を宿す肉体を蚕食してゆく」[102]「然らば凡てのイズムは顕微鏡裡の一癩菌の前に悉く瓦解するのである。私は初めて赤くきれいに染色された癩菌を鏡底に発見した時の歓喜と、之に対する不思議な親愛の情とを思ひ起す。その無限小の裡に、一切の人間のプライドを打破して余りあるものが潜んでゐるのだ」[103]との岩下の言、癩菌による発症の説明[159]、癩菌が発見されたこと[212]、323 ページでは 103 ページとおなじ岩下の言の転載、341 ページでもやはり 102-103 ページとおなじ、3 回も転載するとはこのあたりをよほど論じたかったのだろう（転載にあたり表記がちょこっと異なっているが）。

本書に巻かれた帯をみると、「ハンセン病患者に寄り添いつづけた、カトリック司祭・キリスト教思想史家の実践と思想を丹念に迫る労作」とあった。もちろん著者もこの文句を刊行まえに確認しただろうが、おそらくこれは編集者が執筆した言葉だろう。ここにも、そして書名にもあらわれているとおり、本書には、癩菌が体内に侵入することによりその後の生をかえざるを得なかった 20 世紀に生きた「ハンセン病患者」はほとんど描かれていない。あくまで「ハンセン病患者に寄り添いつづけた」（といってもおよそ 50 年の生涯のうちの 10 年なのだが）「カトリック司祭・キリスト教思想史家」についての文集なのだ。

岩下にとって、「癩菌」は、「用捨なくあの聖き霊を宿す肉体を蚕食してゆく」禍禍しい微小生物であり、他方で「初めて赤くきれいに染色された癩菌を鏡底に発見した時の歓喜と、之に対する不思議な親愛の情とを思ひ起」させる「無限小」でもあった。癩菌に蚕食された肉体をもつものには慰めよりほかないと「物馴れた看護婦は悟り顔に云」い、それ

を岩下は「最現実には即した真理であつた」と判断し、「原罪がなくして癩病が説明できるのか」と嘆き、「生きた哲学は現実を理解し得るものでなくてはならぬと哲人は云ふ。然らば凡てのイズムは顕微鏡裡の一癩菌の前に悉く瓦解するのである」との自身の言が、のちにくりかえし「専門は福祉思想史」（奥付）をうたう研究者によって転載される司祭にして思想史家が岩下であり、その生涯と思想とをたどった文章が本書におさめられたのである。

岩下が「寄り添いつづけた」という「ハンセン病患者」の「声」は、ひっそりと本書の後注に仕舞われている。「ハンセン病患者」はそうした蔭のひととなった。もちろん、書名もその副題も帯の文言のどれもが、そうした彼ら彼女を本書でとりあげたり描いたりするとはしていない。

では、「すーたんらいきん」と音読する書名はなにをあらわしているのか。まさか、「小さな癩菌にさえ「贖罪」という神的目的が内在していると認識することで、岩下は神と人との間に立って自らのすべてを犠牲にする〈司祭〉という自身のアイデンティティを明確に再確認したのである」[104]の1文から書名をおもいついたというのではなからう。

わたしには転載された史料から、岩下が「癩菌にさえ「贖罪」という神的目的が内在していると認識」したとは読めなかった——「私はこの一黴菌の故に心より跪いて、「罪の許し、肉身のよみがへり、終わりなき生命を信じ奉る」と唱え得ることを神に感謝する」[103]（下線引用者）。黴菌（癩菌）のゆえに「原罪」である癩病が発症する、そのことをまえにしてひざまずく、というのではないか。「贖罪」とは「原罪」にかかわるのではないか。これもまた史料の読み誤りにおもえる。

不明　すでに「未感染児童」や「有毒・無毒区域」の語をめぐって、「癩」「救癩」などを「差別用語」とする著者の言語感覚を問うたとおり、本書には用語にとどまらず、いったいどういう観点や認識から記しているのかわからない節句などがある。

本書冒頭の「はしがき」に記された、「世の中で最も悲惨とされた癩（＝ハンセン病）を患う人々」[vi]とは、いつの、どこの「世の中で」のことを指しているのか、またそれはきちんと立証されているのか。これはおなじページの数行あとにみえる、「癩は古くから「業

病」や「天刑病」とみなされ、「穢れ」の心象をまとわされた患者たちは地域や社会から忌避され、排除されてきた」という記述にもつながる。癩そしてハンセン病をめぐる差別と抑圧の凄まじさを強調するために、ほかの本や稿でもしばしばこうした表現が用いられてきた。

だが、論証抜きでこうした（少なくとも日本における）通時性を指摘してしまうと、歴史を見誤る怖れがあると、わたしはおもうようになってきた。本書にはまた、「社会で最も忌み嫌われていた癩者の小社会」[363]という表現もある。やはり、この「最も」という最上級のどあい、いつのことで、それがどのように実証されているのかが気になる。その理由はかんたんなことで、癩そしてハンセン病に罹ったものたちは、ずっと、つねに、「最も悲惨」な境遇にいたわけでもなければ、「最も忌み嫌われ」ていたのではないから。だから差別も抑圧もなかった、とわたしはいつているのではない。悲惨さを強調するレトリックは、「岩下は、救癩事業という社会の「底辺」にしっかりと足をつけた活動を通して」[vii]と「底辺」という病者の位相を容易に指定し、また、「つまり刑務所的な療養所の設立」[219]といった安易で手軽な形容を使ってしまう。これでは療養所と療養者のようすをいくつも見落としてしまう、あるいは端から視野に入れない怖れをわたしは感じる。さらにはこうした記述は、紙のうえでの文字による根拠のあやふやな差別の再造につながらないだろうか。論拠不明な表現や形容はもういいかげん手放した方がよい。

他方で、本書にみえるつぎの記述は、いったいどういった立場や見方からおこなわれたのだろうか。

①「絶対隔離策の人的是非はともかくとして、ここに至つてようやく従来の治安対策を超えて公衆衛生対策の必要性が認識された点で一定の評価ができるのである」[223]。

②「改正癩予防法によって、国の癩根絶を推進する制度的基盤ができあがった」[223]。

③「未だ癩の感染・発症メカニズムや治療法が解明されていない状況にあつては、社会防衛上の問題としてとらえるより他はなく、そのためには絶対隔離のような悉皆的な立法策が講じられなければならないことは明らかであつた」[240]。

④「一九三〇年代の癩患者にとっての社会状況に応じた最善的生活は、「皇民」としての国民的・民族的アイデンティティを獲得するための要求を満たすことで確保し得たといえる」[298]。

①は「絶対隔離策の人道的是非」を史料にもとづいて論じてきたり訴訟の争点としてきたりしたものたちにはどうして是認できない留保や前提となるだろうが、それをひとまずおいたとしても、1931年公布施行の「癩予防法」によって「ようやく」、「従来の治安対策を超えて」、「公衆衛生対策の必要性が認識された」ことにより「一定の評価ができる」とは、さらにまったく是認できない決めつけと糾弾されることだろう。もとより、「治安対策」と「公衆衛生対策」とを二者択一するような対蹠の位相におけるわけではないし、「公衆衛生対策の必要性が認識された」というとき、それはいったいだれに「認識された」というのだろうか。

ついで②の記述は、①とは違う節におかれてはいるがおなじページに記された1文で、これまた、「国の癩根絶を推進する制度的基盤ができあがった」ということをどのように論じようとしているのか、それを「間主観性」という本書の（少なくとも第Ⅱ部での）視座？をふまえるとどう議論できるのかは明示されていない。

③についてもこれまでの本稿での議論と同様。くわえてここでは、癩を対象とした最初の法律「癩予防ニ関スル件」以前を考えてみればよい。もし仮に著者のいうとおり「癩は古くから「業病」や「天刑病」とみなされ、「穢れ」の心象をまともされた患者たちは地域や社会から忌避され、排除されてきた」というのであれば、これまた隔離のひとつのあらわれであって、これはこれで「社会防衛」がいくらかであれ果たされていることになるのではないか。「悉皆的な立法策が講じられなければならないこと」は、かならずしも必要ではなかったのではないか。このことからいうと、本書著書は、「衛生」なるものを自明視して、その制度、思想、精神、感性がどのようにして登場したのかを問う視座がまったくと

いってよいほどないのである⁵⁾。

④病者の、療養者のアイデンティティをめぐる議論は、すでにみたとおりの粗雑にすぎる。隔離された療養所内でも、彼ら彼女たちの生の様式はひとつではなかった。

失敗 本書はなぜ失敗作となったのか。第1に、「救癩」をめぐって。

それは本書著者からすると、「現代では差別用語に該当するもの」（なぜ、差別用語だ、差別用語である、と記さないのか？。本書全編に散見されるこのもってまわったいい方はなんだろう？）であるがしかし、「戦前においては一般に使われた用語」で（なぜこの語の用例が戦前／戦後ですっぱりと分けられるのだろうか？。ここにいう戦前とはおそらく1945年以前をいうのだろうか）、「史実をもとに分析・記述する歴史研究の慣例に従ってそのまま用いている」という[xi]（歴史研究とは「史実」を明らかにするのではないかとおもうが）。（いや、ついいつもより多くキーボードをたたいてしまった）

だが本書ではこの語はたんなる歴史上の、あるいは歴史を記すときの用語にとどまらず、「近代日本救癩史」という主題を設定したときに、本書著者が歴史をみたり知ったり記したりするときの重要な「視座」となったはずなのである。しかも本書第Ⅱ部序章第4の項で既存の研究をたどるにあたって、その項を「救癩史研究の動向」と題したのだからなおのこと、この語は著者の歴史のとらえ方をあらわす術語となったはずなのだ。そこでとりあげたいくつもの研究成果は、近代日本癩史研究でも近代日本ハンセン病史研究でもなく、「近代日本救癩史」と名づけられたのだから。

そこにわたしの貧しい研究は入っていないので、部外者がとやかくいうことでもないだろうが、「近代日本救癩史研究」とまとめられた研究書の著者のいくにんかは、おそらく、そうした括られ方を拒絶するとおもう。理由はかんたんで、そこにいう「救」をこそ問うているからだ、と応答するとおもう。

ここで荒井英子の提示した議論を参照しよう。本書ではその著書『ハンセン病とキリス

⁵⁾ これまた古い稿にして僭越ながら、阿部安成「伝染病予防の言説—近代転換期の国民国家・日本と衛生」（『歴史学研究』第686号、1996年7月）、同「養生から衛生へ」（小森陽一ほか編『岩波講座 近代日本の文化史』第4巻、岩波書店、2002年）を参照。

ト教』(岩波書店、1996年)は、まずは「宗教史として」と言葉数少なくとりあげられている。くりかえせば同書は、本書著者が設定した「三つに類別」される「歴史記述上のイデオロギー」の「①目的論の視座のもと人権至上主義に依拠しながら実証的に記述しようとする研究」に分類された。荒井がその著書で示した重要な論点のひとつが、「信仰と人権の二元論」だった。これは、多磨全生園在園者の言をふまえた、「近代日本のキリスト教「救癩」史を見る限り、信仰と人権とは完全に乖離し、ヒューマニズムの美名のもとハンセン病患者の人権は全く顧みられることはなかった」との主張をいう。

これに対して「「キリスト者」は「プロテスタント」と言い換えたほうが正しいであろう」といって、本書著者は荒井の指摘を否定している。「カトリシズムにおいては基本的に政治的権威に従うことを是とする立場をとりながらも、同時に個人の人権をも最大限に尊重するという立場をとる」[106]のだそうだ。だから、「つまり、カトリシズムには国家と個人にそれぞれ価値を認めつつ、それらを一元的にとらえようとするところにその特徴がある」のだそうだ。だから、「要するに、カトリシズムの理解で言えば、祖国浄化と患者の人権とはそれらが常に全く等価な価値を与えられないにしても両立され得ると考えられるわけである」のだそうだ[106-107]。これをカトリシズムの「「共通善」思想」というのだそうだ。「祖国浄化と患者の人権とは〔中略〕両立され得る」とは、なんて美しい構図なのだろう。おそらくこのカトリシズムに固有の思想を尊重するがゆえに、本書著者は「救癩」の語があらわすところに価値と意義を認めているのだろう。いや、もしかすると、20世紀日本における「「共通善」思想」の顕現として「救癩」をみているのかもしれない。まさにその体現者が岩下壮一となるのである。

わたしは荒井英子の著書にもある数々の問題点をすでに指摘したが、それでもこの著述には渾身の一書といえる重みがあったとおもっている。それは療養者ひとり、または療養者ひとりひとりの尊厳の尊重である。この荒井の姿勢は、療養者の生を制度にも運動にも埋没させない展望を開くようにおもう。それが本書では、宗派の違いだと一蹴されてしまった。宗教戦争は学問とは、あるいは解決が必要な現世の課題とはべつにおこなえばよい。

また、神の教えにしたがえば、「国家と個人にそれぞれ価値を認めつつ、それらを一元的にとらえようとする」のだから、「救癩」というときの「救」の内実を歴史に問う必要はないというとするならば、なんともおめでたいと、わたしはおもう。かつて「救癩」という語であらわされる仕組みがあったとき、そのもとで、療養者はなにを考えなにをしたのか、そして、なにになっていったのか、それとともになにを抱え込んだのか、とわたしは問う。

失敗 わたしがいう、この仕組みについて、本書著者もそれなりに考えようとしていたようにはおもう。それが第2の点、「媒介者」である。おそらくそれとかかわるのであろう「間主観性」については無視する。国公立を問わず、癩そしてハンセン病をめぐる療養所や病院の管理者については、これまできちんと考えられてこなかったようにおもう。本書「参考文献一覧」にあがっているかぎりでも、当該文献は、内田守『光田健輔』（吉川弘文館、1971年）、おかのゆきお『林文雄の生涯—救癩使徒行伝』（教文出版社、1974年）、加藤尚子『もう一つのハンセン病史—山の中の小さな園にて』（医療文化社、2005年）、があるていどで（と本書にしたがって書誌情報をあげていたら、またも誤記をみつけてしまった。（誤）教文出版社（正）新教出版社。本書の商品価値はどんどんさがってゆく）、ほかに、光田健輔について、小川正子について、神谷美恵子について、があるくらいだろう。こうあげてみると文献数としてはそこそこあるのだが、その中身、記し方が問題となるのである（といって、その作業もまたきちんとおこなわれていないと感じている。検証作業は今後の課題としたい）。

国家と「患者」とのあいだに（もう「中間」はやめよう）その「媒介者」としての病院院長をおいて、両者の関係を論じようとするその姿勢そのものは有意だとおもう。岩下のばあいにはもうひとつ宗教・信仰・教義がくわわって、岩下を介してそれら三項の関係を考えることとなるようにおもうが。

ただなぜ「媒介者」をおくとうまく議論できるようになるのかの説明はよくわからない。おそらくそれが「間主観性」とかかわるのだろうが、それをめぐる記述をわたしは理解できなかった。「媒介者」をおいたときの意義はおそらく、ひとつには国家の政策が療養所の

管理者をとおして療養所という場でどのようにあらわれるのか、その具体相をとらえるなかで、国家理性のあらわれともみえる隔離政策を、その一方で病者の生を生かす権力でもあること（ここでこそ M.フーコーを参照することになる）を考える手立てを整えられるようになるかもしれない。また、もうひとつには、管理者と療養者とが相対する療養所で、ひとの生が維持されるその仕組みを考えてゆくこととなるようにおもう。

せっかくかかげられた本書の課題は、きちんと説かれずに終わった。理由はかんたんで、国民国家であれ宗教であれ、その規定性を重視したのかそれ自体を考察することを放棄したのか、考察すべきだと気づかなかったのか、論がなかったのだ。国民国家のもとだからこうになってしまう、宗教の教えにしたがってああなるのだ（「共通善」がその最たるもの）、という記述で、これは研究の論述ではなくなる。

また本書著者の記述展開には、たとえば 323 ページに顕著にみられるとおり（本稿 57 ページ参照）、先行する研究による議論や成果があつて、それを本書でとりあげる対象にあてはめ、「それゆえ」などの語を継いでゆく嫌いがある。だから「脱実証」だということでもないだろうが。

また三項のもうひとつとなる「患者」についてもそのあつかいは粗末で、入院者の「声」は後注に追いやられてしまい、また彼らの言葉、思考、感性にそって論がたてられてはいないのである。すでに述べたところをくりかえすと、皇太后見送りや自治、娯楽、施設整備、そして著者のいうところの病者の「社会化」という岩下などの管理者がまさに「媒介者」となる場や機会である、療養者との相対や接触の場面、局面、情景を、もっとていねいにとらえ、そこから考えるべき課題をたてなければならなかったのである。

失敗 本書著者の念頭にはなかったかもしれない「患者」は、本書ではどのようにあらわされたのか。

岩下が 1936 年に刊行した訳書『近代思想の先駆者』に収載された「訳者の序文」が本書ではくりかえし参照され、その文言が転載されている。そのなかのつぎの 1 文は、本書で 4 回も転載されている[156、299、322、339]。

二十世紀の今日小さいながら隔離せられた独立の世界である癲病院の主権者として自己の所信の是非を実験しうる機会を与へられたことを思へば、余は常に以て瞑すべきであると考へてゐる。

——なお、156 ページと 322 ページと 339 ページの転載には原文のとおりではない誤記がところ 5 箇所あった。本書におけるすべての転載箇所を原文に照らすと、誤記はもっと増えるにちがいない。ここでは訳書原文から該当箇所を引用した。また、岩下のこの記述から著者は、「救癲活動の道半ばにしての一種諦めとも思われる意識」[323]や「自らの関心に従って果たし得たことへの充足感」[339]を読みとっている。諦めつつも満ち足りたとおもえることもあろうから、(いや、満ち足りつつも諦めがつかないことの方が多いか?)、「諦めとも思われる意識」と「充足感」とはまるっきり違ふとはいわないが、しかしこれには説明が必要ではないか。史料の転記と正しい読解と正しい、これもひどい。

本書著者はこの箇所をふまえて、「普遍的な哲学とはどうあるべきかを生涯をかけて追求〔たぶん追究の方がよいとおもう〕してきた岩下は、あるべき生活者と社会——軍国主義体制下にあつては国民国家と同義——との関係を帰納的に検証する試みとしてこの救癲活動に取り組んだのである」[157]との理解をみせている。自己の探究する哲学とのかかわりで課題を検証する試みとして「救癲活動」があつたというのである。すると「患者」は岩下の実験対象で、彼の被験者にすぎなかつたこととなる。

ところで、本書にしばしばその名が登場する貞明皇太后のよく知られた(といっても癲そしてハンセン病研究者に、という限定がつくが)「御歌」——「つれづれの友となりても慰めよ行くことかたきわれにかはりて」は、これがまさに「媒介者」への指示をうたっているのである。節子自身は療養所へはゆけないとみずからいつている。ここでは代理者に対して、つれづれの友である療養者を慰めよ、と指示しているのである。このうたをおして、療養者は慰められるものとなつた。皇太后を至高の発信源とする慈悲をうける療養者は、高貴なるものの光被をありがたがりそれに報いるべきものとなつたのである。皇太后を基点とする慈恵や慈愛、彼女を起点として放射状にひろがるその下賜、という仕組

みのなかで、療養者はそれを享受するとともに報恩を生きる隔離者となった。

岩下もまた私設病院を運営することで病者の心身の居場所を確保し、それとともに被験者をとおしてみずからの哲学を彫琢し、そして、その岩下の「生涯と救癩思想」を綴る著者によってまたも病者は、岩下が「寄り添いつづけた」、彼の傍らのものにおかれたのだった。

本書はその裏面に、いくえにも周縁化され、それをこそ歴史にわが心身を登場させる術と^{すべ}した癩そしてハンセン病の病者を記した岩下壮一伝なのだった。そのかぎりではよくできた一書といえよう。

(2015 年 6 月 23 日脱稿)

『図書新聞』掲載予定の書評稿は 6 月 18 日に初校棒ゲラがでた。同月 22 日にそれをもどす。掲載号は未定。

《 附記 》本稿 72 ページにある、岩下執筆の「訳者の序文」の本書における転載回数を、上記書評原稿で 2 回とし、初校ゲラでそれを 3 回と直した。その後、あらためて本書をみなおしたところ 4 回と数えた。それぞれの本書当該ページに書き込みをしていたのに数えまちがえたのだった。6 月 24 日に担当編集者に電子メールで連絡をしたところ、それへの返信はこなかった。本稿も同日修正した。

どうもやはり、わたしと『図書新聞』とは相性が悪いようで、冒頭に記した 17 年まえの原稿には稿料がついぞ支払われなかったのだった。よもや同紙は端から原稿料がないわけではないだろうに。今回も原稿料はないのだろう。ただ、数えまちがえをした間抜けは、もちろん、わたしだ。

1 冊の本のなかに 4 回も転載するとは、よほどお気に入りの 1 文だったのだろう。だがなぜか、その文の主語は、それと明瞭にわかるようには、ただの 1 度も転載されていない。それもふくめて、あらためてここに訳書原文から引用しよう。

遠き昔プラトンが哲人王を夢想して以来益々現実社会とは縁の遠くなった哲学者が――

こつぜんともうきん

それは哲学者個人にとっては極めて幸福なことである——二十世紀の今日小さいながら
隔離せられた独立の世界である癲病院の主権者として自己の所信の是非を実験しうる機
会を与へられたことを思へば、余は常に以て瞑すべきであると考へてゐる。
——この主語があつては、本書著者にとってなにか不都合があつたのだろうか。